第二節 経済の高度成長と富山県薬業

一、経済の発展と薬事行政

ン薬業の振興策

なった。このように三十年代中頃から医薬品生産の高度成長にくらべると、伸びが遅い。この伸びの遅さの具体的な 五年には、さらに三二・九%、五十年一九・四%に落ちこんだ。その生産の伸びは医薬品にくらべて停滞するように 生産額にしめる割合は、三十年には八四%で、三十五年は七八・九%であったが、四十年七〇・四%と漸減し、四十 万円であり、なお四十五年には六五億三一○○万円、五十年一二八億一五○○万円になった。しかしこれの県医薬品 要因としていくつかのことが考えられる。 家庭薬生産額は昭和三十年には二○億一四○○万円、三十五年には二四億三○○○万円、四十年には四○億三四○○ 昭和三十年代に入ると、薬業界全体の生産が活発となり、富山県の配置家庭薬も製造、販売とも伸び続けた。

宣伝、 出現するようになってきた る。これらの大手医薬品メーカーは大きな資本力を背景に、新薬やビタミン剤を次々に製造し、マスコミを使っての その一つは、昭和三十年以降、関東地方や関西地方に根拠地をもつ大手医薬品メーカーが急成長してきたことであ 販売に乗り出した。この結果、家庭薬配置業と薬局、薬店との競争が激しくなり、中には乱売を行う者なども

山売薬の独壇場であり、古くからの信用をもとに営業を続けてきたところであった。 かし、北海道、 次に、昭和二十年代後半から農業協同組合が家庭薬の配置を始めたことによる影響である。 山形、愛媛、 山口の各県をはじめとし、全国各地で活動した。これら各道府県の農村部は、 農協はその組織力を生

た。国民はちょっとした病気でも医者にかかることになり、配置家庭薬がともすれば忘れられ勝ちになった。 さらに、昭和三十四年から始まった国民健康保険制度による国民皆保険の実施は、配置販売業に大きな打撃を与え

った。その第一が若年労働力の不足の問題であった。中小、零細企業を主軸とする製薬業や長期にわたり旅先を行 して回る配置販売業には、若い人達が注目しなくなった。 方、富山県内の製造業や販売業内部においても、他産業からの影響などにより、さまざまな問題が生起しつつあ

ては、富山県でも昭和三十年に富山県薬業宣伝協会を発足させ、キャンペーンなどを行った。富山のくすりは配置員 このような状況に対し、県下の薬業界は手をこまねいて見ていた訳ではなかった。大手メーカーの宣伝攻勢に対し

が、文部省は昭和三十七年(一九六二)にこれを認めて公布した。 望の強かった中学校の選択教科に薬業を追加することについては、 に関して、製造業者や配置販売業者の関心が高く、県において早くから取り組みがなされた。さらにまた業界から要 一人ひとりの信用が何よりの武器であることを肝に銘じて対処した。また、若年労働力確保の立場から、 富山県内の中学校では一部ですでに実施していた

造業を中小企業設備近代化資金の対象業種に指定することになり、 その途を開いた。その後、政府など関係方面に働きかけを行っていたところ、昭和三十八年、通産省が配置家庭薬製 さらに設備の近代化に関しては、昭和三十五年に県は、 、単独で「富山県薬業振興資金貸付金取扱要綱」を制定して、 将来に明るい期待が抱かれるようになった。

一方、富山県独自の薬業振興施策としては、昭和三十二年及び三十六年の総合開発計画において薬業計画を策定し

県薬事審議会を設置したこと(昭和三十三年)、薬業振興資金の貸付制度を創設したこと(昭和三十五年)、

業講習所を設立したこと(昭和三十八年)などが挙げられる。

昭和三十二年に策定された「富山県総合開発修正四ヵ年計画」においては、

今までの計画を見直し、

新たに次の六

1 薬事研究所の設備を充実して薬業センターとしての役割りを発揮させる。

項目にわたる計画を述べている。

- 2 〔生産部門 自発的な企業の整備統合を奨励し、企業の近代化を図り、 生産コストの低下を目指す。
- 3 (販売部門 配置販売方法の合理化を進めるほか、 配置員の質を向上させ、 販路の拡大を図る。
- 4 (輸出部門 今後の輸出の重点を東南アジア方面におき、 市場調査を行い、 現地に輸出あっ旋機関を早急に設

置する。

- (5) (養成部門) 県立高校薬業課程を拡充すること、現配置員の再教育を強化すること。
- 6 おいて信用協同組合の設立をうながす。 (金融部門) 中小企業信用保証制度の活用及び中小企業金融機関に対する県費予託の利用を図るほか、

国民皆保険制度による影響に触れ、家庭薬業の近代化の必要性を力説している。その観点より薬業振興策として、① 昭和三十六年に策定された第二次県勢総合計画の薬業対策は、 基本方針の項でちょうど三十六年度から実施される

を講じている。 め調査団を派遣し、さらに海外駐在員を置くことを計画する。 製薬企業の近代化促進、② 販路拡張、③ 配置員の確保、④ 家庭薬の改良研究の四つを柱とし、それぞれ具体的な対策 その主なものとしては、 製薬業者の設備近代化資金に関し県費貸付けを行うこと、海外市場開拓のた また配置員の確保と資質の向上を図るため県立薬業講

配置員の最低賃金制の実施及び共済事業の実施を図ることなどとなっている。

習所を設立すること、

第二節

経済の高度成長と富山県薬業

八九五

薬業の振興に関する知事の諮問事項について調査、審議し、意見を具申するものである。具体的な所掌事項として次 された薬事法の規定に基づいて薬事審議会条例が三十六年三月に制定され、条例設置の機関となった。薬事審議会は、 富山県薬事審議会は、昭和三十三年一月に審議会規程が公布され、三月に発足している。その後、三十五年に公布

製薬企業の設備基準及び経営合理化に関する事項

のことが挙げられている。

- 2 医薬品の生産向上及び優秀化に関する事項
- 3 家庭薬の配置販売の振興に関する事項
- 4 医薬品の輸出の振興に関する事項
- (5) 薬業教育の振興に関する事項

その他薬事の振興に必要な事項

6

審議会の委員は二〇人以内で、規程により県議会議員、県及び関係行政機関の職員、 学識経験者が選ばれたほか、

薬業界の関係者も数多く選ばれた。

昭和三十八年、県立薬業講習所が開設され、第二次県勢総合計画に盛られていたことが実現をみた。

(1)農協家庭薬の進出と対策

昭和二十年代の終りごろから農業協同組合が、 農協の組織を利用して配置販売する、 いわゆる「農協の家庭薬の進

出」が全国各地で問題となってきた。

農協家庭薬の歴史は、 昭和二十一年にまでさかのぼる。すなわち、 全国購買農業協同組合連合会 (全購連) が、二十

により他の生活物資と同様に取り扱われてきた。 うようになったのは、 年に山形県長井市に製薬工場をつくり、 農業協同組合法に組合員の事業又は生活に必要な物資の供給を行うことができる、ということ 全国の農協向けに供給を始めたのが最初である。 したがって頭初は、農協直営の販売所の店頭で他の品物と一緒に並 農協が家庭薬の販売を行

> がわかった。 が業者間で問題となり、全国各都道府県にひろがっていること 山形県や北海道で農協が家庭薬の配置販売業を行っていること さほどの影響はなかった。ところが、昭和二十八年頃になって

べて販売されるだけだったので、家庭薬配置販売業にとって、

山形県の場合は全購連、北海道の場合は厚生連(北海道厚生農山形県の場合は全購連、北海道の場合は厚生連(北海道厚生農山形県の場合は全購連、北海道の場合は厚生連(北海道厚生農していた。

もとられたので、顧客は安易な方へ走った。勢い富山県など従制がとられた。その上、代金は組合の口座から引き落とす方法家が組合員であるので、戸毎に配置員が回るという完全配置体農協家庭薬の与えた波紋は大きかった。農村部ではすべての

各県における農協家庭薬の配置状況(昭和39年6月)

域での新懸は考えられもしないこととなった。 次の表は、三十九年六月、各県の農協家庭薬の配置状況を要約したものである。

来の配置員の売上げが伸び悩み、大切な懸場を放棄しなければならぬようにもなった。農協のくすりが入っている池

_			20				_ , ,,,,	`			, ,	, • ,		
長	予県	千葉	県 群	馬県	山		宮城県	岩	手県	青	森県	北	海	道
農協預金より支払う。今後益々拡大の傾向にある。	と いい に に に に に に に に に に に に に		在の農岛配置員は三名程度、目下人手不足なので整が配置員となっている。	配置員数は三十七年で丘丘名。山珍市で構習と受けてきる群馬県経済連により、全県下に配置。	下一円に配置ずる	に教育をほどこしている。配置員の養成所をつくり、東北各県や新潟県からの希望者県内に製薬工場をもち自給をめざす。	る地域に多い。 一市三六町四村に配置。とくに角田市や加美郡を中心とす	de en lama	置員よ約丘○名。	置しているカー船に配置か加大しててある	式戸農協、十和田農協において実施中	カーのものを一括購入。 配置薬は堀内製薬、浅田飴本舗、字津救命丸など大手メー		十二万戸の組合員の八朝に配置完了。一村客全三記置がモッー北海道厚生連が六○○名の配置員と補助員を使って回商。
(「薬日新聞」昭和39年	大分県厚生連が直属の配置員を置く 大分県厚生連が直属の配置員を置く	及ぎ合は、風内と蒸りよりが日本協の九割が取扱い、農家戸数の約	配置薬品は協同薬品工業の製品が主配置従業者二三名。大川市、三地市	婦人部で配置。のち配置員により回商・安美君ネル木・室戸するとで、農協		相殺するものもある。 婦人会、青年団に代行させているも甲奴郡、沼隈郡、世羅郡、山県郡で	売する。	乍叮、券央叮ら中心	福知山市周辺で配置。従業者の数も		名力	がいる。その後配置員による配置通じて配置。その後配置員による配置 全厚連が占くから配置。十年前から		厚生連の配置員も協議会に人会し、
- 6月20日の記事を要約)	0	六割に配置する。	体である。	で一ク入りの薬を最初		のもある。農協預金で配置。	ン剤、ハリ薬などを販		限られている。		金口座より支払う。	に切り替え、協議会に 各部落の婦人会役員を		協調してやっている。

(「薬日新聞」昭和39年6月20日の記事を要約)

八九八

き起こし、ただちに各県薬業界代表が厚生省をはじめ、農林省・通産省・中小企業庁等へ善処方を陳情した。 導を待った。この農協家庭薬の進出に対しては、富山県のみならず、奈良・滋賀・佐賀等各薬業県に大きな波紋をま きではないかというのが、その趣意であった。県ではその措置に困り、早速、厚生省に照会し、 体として、場合によっては業者個人が県の薬務課へ実情を訴え、善処方を要請した。すなわち、 たって築き上げて認められてきた方式なので安易に模倣されたら敵わない。農協の家庭薬販売は、店頭のみに限るべ このような農協家庭薬の進出に対し、富山などの薬業県側は、 手をこまねいて見ていたわけではなかった。業界全 厚生省の判断及び指 配置制度は長年にわ

す姿勢は見られなかった。 は法的に抑制する手段はないが、店頭販売との兼業は好ましくないという程度のもので、自ら指導や取締りに乗り出 しかしながら、厚生省の見解はまことに冷たいものであった。すなわち、農協の加盟会員に家庭薬を配置すること

が必要であるのに、それを持たないで行うことの危険性などについて訴えた。 うことにより、中小企業である配置販者業者に大きな影響を与えること、⑶ 医薬品の販売には、 には、⑴ 医薬品は特殊な物資であるから農協が本来行うべきことから逸脱している、⑵ 農協という大組織が販売を行 これに対し、 配置四県の業界は二十八年九月に引き続き三十年九月に、再び大がかりな陳情を行った。その陳情書 専門的な知識や経験

見具申を行った内容は、この問題の核心を突いたものであろう。 さらに昭和三十一年九月、富山県薬業連合会が「農協家庭薬配置に関する意見」と題して中小企業振興審議会へ意

農業協同組合の行う配置販売業について農協家庭薬配置に関する意見

二節 経済の高度成長と富山県薬業

現在農業協同組合で家庭薬配置販売業を営むものは二十数府県ありますが、本件については昭和二十八年より現 の不徹底はもとより、業界として甚大な影響を受ける処でありますので、何らかの適法な措置と保護政策を望み 在まで関係官庁、 団体等と再三折衝陳情してきた処でありますが、農協の行う斯る事業は法的疑義および取締

理 由 ます。

1 法及び道義的疑義について

1 店舗販売を行っている農協が配置と両業務を行うことは、責任が不分明となると共に配置家庭薬の管理取

扱について、 能力、 技術に疑問がある。

 \Box

殆んどが右実行されないと考える。 農協の使用する配置員も全て身分証明書を携帯しなければならないが、組合員や婦人団体等利用する場合

現在許可されている登録対象は全て農協連であり、営業主体である単位農協でない。

か。 農協の事業目的は組合員への奉仕であり団体自身の営利ではない。法文から考え逸脱行為と見做されない

2 営業上の影響について

1 後さらに農協が進出することは全国二十数万業者の生活と商権の死活問題となる。 農協が組合農家に新しく配置した場合、その地域を廻商する業者は直ちに根底から生活権が奪われる。今

 \Box 与える如きものであり、資本家暴力と考えられる。 農協が全国的組織と莫大な資金を以て配置家庭薬業に進出することは、大資本家の事業に権力の裏付けを

("資料集成」八七〇頁

やめるように指導するはずがなく、 的にはそれぞれの県の指導に任せた形となった。これでは北海道や山形県など農協家庭薬の勢力が強い道や県では 農協に対してなるべく差し控えるように指導するか、正しく営業が行われるよう指導されたい。というもので、最終 ける責任が不分明となり、また配置員の取締りが不十分となるおそれがあって望ましくない、③ したがって、各県が ということ、② ただし、農協の場合、店舗を有する販売業者が配置販売業を兼ねて営むことになるので、 ることはなかった。すなわち、その基本的な姿勢は、⑴ 農業協同組合が配置販売業者となることは法的に認められる このような切実な訴えに対し、厚生省は依然として通り一遍の法解釈に終始し、 従来の配置業者が押されていく結果となった。 薬業県側に対し前向きの姿勢をと 両業務にお

ウ 薬事法の改正と配置家庭薬業者

長宛に「見解」として通ちようで発表した。 会提出が見送りになった旨を発表、その後、 作業はなかなか進展しなかった。昭和三十二年三月の全国衛生部長会議の席上、森本薬務局長が薬事法改正法案の国 会の富山支部が結成されるなど活発な運動を展開した。 情書を手渡した。また、薬事法の改正に関して富山市議会も動きを見せ、 法改正期成同盟会としたい」との提案が出され、薬事法改正期成同盟会が発足した。十一月には期成同盟会が、 年(一九五六)十月、富山市総曲輪小学校において薬業関係者が集まり時局懇談会を開催した。 配置家庭薬及び配置販売業の法的位置付けを明確にすることを求めて、薬事法改正の運動が展開された。昭和三十 自民党、社会党、薬事審議会、労働厚生委員会、各選出代議士に対し、「配置薬の重要性を認識して欲しい」と陳 法案作成担当の管野薬事課長が見送りになった理由を各都道府県薬務課 しかし薬業会のこのような熱い期待にもかかわらず、 田島議長らが陳情に上京したり、 席上、「本大会を薬事 期成同

ことができるようになった。このため、これまで病気にかかっても軽い場合、家庭薬で間に合わせることが多かった が、次第に医師に診てもらうことが多くなっていった。この影響が三十四年ごろから現われ始め、家庭薬の消費が伸 きな影響をこうむることになった。三十三年十二月、国民健康保険法が改正され、すべての国民が保険給付を受ける 薬事法の改正が進ちょくしない間に、国民健康保険法が改正され、その影響によって家庭薬の配置販売が大

営に関する総合施策要綱案」の作成を野沢自民党政策調査社会部会長に提示した。 昭和三十三年(一九五八)に入って、薬事法の改正作業は最終段階を迎え、同年二月、厚生省薬務局は 薬事制度運

び悩んでいった。

国代表者会議を開き、薬事法改正に伴い三項目の要求を推進することを再確認し、陳情書を厚生大臣、 部会の全委員に「配置販売業の定義の法文化」を求める請願を行った。さらに同協議会は、三十五年一月、東京で全 的な要望をまとめ、請願や陳情を行った。すなわち、三十四年十二月、全国配置家庭薬協議会は国会の薬事制度特別 方、改正の具体的な内容について不安を感じつつあった薬業界では、全力を結集して政府及び国会に向けて具体 厚生政務次官

翌三十六年二月一日より施行された このような経過を経て、昭和三十五年七月、薬事法改正案が第三十四回通常国会で成立し、八月十日に公布され、 などに手渡した。

つぎに新薬事法における家庭薬配置販売業に関する条文を抜抄する。

薬

法

第五章 医薬品及び医療用具の販売業

|薬品の販売業の許可

薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、

又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列(配置することを含む。以下同じ。)してはならない。ただし、 者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは 医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業

2 前項の許可は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(配置従事の届出

この限りでない。

第三十二条 売に従事しようとする区域その他厚生省令で定める事項を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の 配置販売業者又はその配置員は、 医薬品の配置販売に従事しようとするときは、その氏名、 配置販

(配置従事者の身分証明書)

都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、

かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。

(配置に対する指導監督

配置販売業者は、 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、 配置販売の業務に関し、 その配置

員を指導し、監督しなければならない

第二節 経済の高度成長と富山県薬業

(医薬品の販売業の許可の種類

第二十五条 医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。

一般販売業の許可

薬種商販売業の許可

配置販売業の許可

特例販売業の許可

(配置販売業の許可)

厚生大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。

第三十条 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、

(配置販売品目の制限)

第三十一条 配置販売業の許可を受けた者(以下「配置販売業者」という。)は、前条第一項の規定により都道府 県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列 してはならない。

つまり、この改正によって配置家庭薬は、医薬品として公認されたと言える。

次に重要なのは、 配置販売業者の資格を規定している点である。薬事法の施行令(昭和三十六年一月二十六日公布)に、

配置販売業の業務を行う者に次のような資格を定めた。

旧制大学、 旧専門学校又は大学において薬学に関する専門の課程を修了した者。

旧中等学校令に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校において薬

学に関する専門の課程を修了した後、三年以上配置販売業の実務に従事した者

三、五年以上配置販売業の実務に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの。

う厳格な養成方法を採ることにした。 富山県では、前記第三項に該当する人たちに講習を受けさせ、試験の結果、配置販売業者としての資格を与えるとい すなわち、 この規定によって配置販売業者が法的に守られ、 質的にも高い水準が維持されることになった。なお、

ることになった。そして業者間の協調もとられるようになり、出先における業者の統一組織である出先各県の協議会 ある。このため家庭薬配置員は帳主単位に登録され、配置区域や宿泊所、行商の予定表などを出先の府県にも登録. 第三は、いわゆる「帳主」を、行商の配置販売業者として明確に規定し、一切の責任を負わせることになった点で

エ 各種災害に対する援護

も力を持つことになった。

に際して帳主や配置員に対する援護は、どのように行われたであろうか。 十分な点が多かった。昭和三十年代に入って、交通事故が多発し、高潮や地震、豪雪などの災害が発生した。それら 薬業に関する法的な整備や行政施策は、順次、推進されつつあったが、不意の災害に対する措置などはまだまだ不

五八)九月に制度が発足した。この制度は富山県家庭薬配置員傷害共済補償規約で、契約者があらかじめ掛金をかけて まず、配置員が業務中に交通事故などに遭い、怪我または死亡した場合の共済補償に関しては、昭和三十三年(一九 万一の災害が生じた場合に給付を受けるものである(『資料集成』一〇三二頁)。

第二節 経済の高度成長と富山県薬業

や新潟地震の場合、 販売業者が、 次に、 昭和三十四年の伊勢湾台風及び昭和三十九年の新潟地震による被災とその援護についてみよう。一般に配置 その配置先が天災に遭い、 得意先の多くを失い、自らも旅先で商品を大量に失っている配置業者が多かった。 現品も代金も回収不能になった場合、大きな損失を被る。それが伊勢湾台風

を移して商業活動を行う者は、 あった。災害の大きかった愛知、三重、岐阜のあたりは、古くから富山県の配置家庭薬業者が多く回商しているとこ 失・冠水など大きな被害を出した。とくに満潮時と高潮が重なった伊勢湾沿岸の干拓地や工場地帯での被害が甚大で には再起不能とみられる損害を被った業者も少なくなかった。 ろで、中には生活の根拠を現地に置いているものもあった。しかし、災害救助法ではこれらの行商人及び一時的に居 伊勢湾台風は、 昭和三十四年九月、東海地方を襲い死者、行方不明五〇四一人を出し、家屋流失・浸水、 救済の対象とはならなかった。このため被災地区を重点として事業をしていた者の中 H 畑 の流

五頁。 年度以降の地方税減免、 そこで富山県薬業連合会では、三十四年十月、富山県に対し、 ③ 長期、 低利事業資金の貸付、 斡旋、 の三項目についての請願書を提出した(『資料集成』八七 ①災害救助法又はそれに準ずる援護、 ②昭和三十四

特別融資措置などを求める陳情書をまとめた。この陳情書は全国家庭薬配置協議会の名で、 被害額は数億円に達すると言われた。そこで、三十四年十一月九日、 藤大蔵大臣、 伊勢湾台風による帳主の被害は富山県の業者のみでなく、奈良、滋賀の業者にも及び、業者数にして約三〇〇〇人、 一高田厚生省薬務局長などに対し提出された。同陳情書の要旨は次のとおり。 富山、 奈良、滋賀三県の業界代表者が集まって、 小山中小企業庁長官、

陳情書

情において罹災地家庭に一日も早く医薬品の再配置をなし、罹災民の保健衛生に寄与すると共に業者の復興を図 るには是非低利且長期の融資を必要とされるのであります。他の類例のない特異業態と災害実状に格別の御高察 こととなり、再起不能を憂慮される業者も尠くなく、業界の維持に重大な支障を来すことも考えられ、 準ずる損害を蒙るのであります。特に今次伊勢湾台風の如き風水害においてはその損害は甚大かつ長期にわたる 家庭薬の配置販売業者は年間の大部分を他府県外で過し、その営業地に種々の災害が発生した場合は罹災地民に 政府資金貸付の最恵条件の適用をなし下さいますようここに事情を具し陳情申し上げます。 かかる事

(『資料集成』六五八頁)

この陳情書と合わせて、家庭薬配置業の業態の特異性及び伊勢湾台風の被害の実情について述べた資料を付けて提

県税の減免及び薬業振興資金の貸付であった。 昭和三十九年六月に発生した新潟地震の災害に対して県は、 なお、伊勢湾台風で被害を受けた配置業者に対して、全国配置家庭薬協議会などが助け合い運動を展開した。 いち早く被害を受けた業者の救済を発表した。内容は

下メーカーは二億二五○○万円の損害を受けた。薬業連合会では、この豪雪で医薬品が滞貨したため、金鉄局へ輸送 富山県内の製薬業者や配置販売業者が被害を受けたものに、三十八年の豪雪被害がある。 記録的な豪雪で県

確保の協力方を陳情した。

登

場

(G) $\frac{E}{B} \times 100$	(H) 県医薬品生産額 全国医薬品生産額 ×100	(I) 県医薬品出荷額 県製造品出荷額 ×100
%	%	%
84.0	2.7	2.8
81.6	2.5	2.4
83.1	2.3	2.3
83.4	2.2	2.6
81.2	1.9	2.3
78.9	1.8	1.3
79.0	1.5	1.6
79.5	1.4	1.7
76.8	1.2	1.1
73.3	1.2	1.1
70.4	1.3	1.8
65.5	1.3	1.8
55.3	1.4	1.8
42.9	1.5	2.0
34.4	1.9	2.6
32.9	1.9	2.7
26.9	2.4	3.3
26.8	2.7	3.4
22.5	3.1	3.6
21.0	3.3	3.6
19.4	3.7	4.5
14.3	4.4	5.5
11.0	5.6	7.4
11.6	5.2	7.3
10.8	5.4	7.3
9.7	5.7	7.6
10.4	5.1	7.0

んな時期であったかを考える拠り所としよう。 (\mathcal{P}) 家庭薬製造の動向 二、新薬 0

昭和三十年代の薬業史を記述するにあたって基礎となる統計を整理して、この三十年代は富山県の薬業にとってど

富山県医薬品・配置家庭薬生産額(昭和30~56年)

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
年 次	製造		(C)	B Ø	Bのうち	E O
1 7	所数	生産額	出荷額		配置用家庭薬	_
	別奴			対前年比	生 産 額	対前年比
昭和30年	210	千円 2,398,805	千円 2,384,546	% 111.5	千円 2,013,959	% 102.2
31	210	2,587,068	2,606,698	107,8	2,188,686	102.2
32	216	2,891,023	2,885,827	111.7	2,403,124	109.8
33	216	2,903,368	2,898,496	100.4	2,403,124	100.8
34	217	2,870,568	2,881,406	98.9	2,332,251	96.3
35	218	3,080,412	3,078,151	107.3	2,332,231	104.2
36	214	3,280,011	3,340,420	107.5	2,430,741	104.2
37	214	3,777,013	3,860,908	115.2	3,004,000	115.9
38	191	4,221,900	4,275,120	111.8	3,241,692	107.9
39	187	4,937,874	4,878,243	117.0	3,618,242	111.6
40	179	5,727,143	5,770,799	116.0	4,034,000	111.5
41	180	6,397,211	6,421,010	111.7	4,187,000	103.8
42	178	7,975,386	7,808,528	124.7	4,410,000	105.3
43	172	10,240,658	10,298,660	128,4	4,909,138	111.3
44	166	15,988,673	16,229,969	156.1	5,493,108	111.9
45	161	19,821,932	20,485,526	124.0	6,531,245	118.9
46	160	25,777,358	26,491,791	130.0	6,943,221	106.3
47	157	29,807,600	30,594,344	115.6	8,000,872	115.2
48	152	42,545,499	43,276,180	142.7	9,575,430	119.7
49	147	54,771,447	54,203,152	128.7	11,476,874	119.9
50	149	66,068,557	66,309,286	120.6	12,815,333	111.7
51	142	95,544,494	95,032,744	144.6	13,676,753	106.7
52	121	137,133,078	135,120,257	143.5	15,065,890	110.2
53	117	144,522,685	142,013,760	105.4	16,754,676	111.2
54	106	162,768,156	162,180,333	112.6	17,505,072	104.5
55	106	198,670,233	196,362,716	122.1	19,209,639	109.7
56	105	188,019,174	185,398,434	94.6	19,544,678	101.7

(資料)富山県『富山県薬事工業生産動態統計年報』・『工業統計調査結果表』、厚生省『薬事工業 (異性) 畠山宗、畠山宗杲寺上宗王庄即忠統計千報』、生産動態統計年報』より作成。 (編注) 1. 生産額は完成品の生産額を示す。 2. 製造所数は各年1月現在。 3. 40~42年の配置用家庭薬生産額は推定。

- 沿って合併などを行ったもの、あるいは製造部門を廃止して販売部門のみを残すなど、合理化がすすめられた結果で の後半に入ると減少し出し、その後、下降の一途を辿っている。これは後で述べるように、薬業企業近代化の施策に 欄は、 県内の医薬品及び配置家庭薬の製造所数の変化である。数においては昭和三十五年が最も多く、三十年代
- た形で増したことが読みとれる。 品の生産・出荷は年々順調に伸びており、 っともこの時期は高度経済成長の時期で、国民所得も上がり物価も上昇したのであるが、医薬品製造もそれに対応 欄 (C) 欄は、 生産額及び出荷額で、 (D) 欄は、 特に三十年代後半から四十年代にかけて伸び率が大きいことがわかる。も 生産額の対前年伸び率を示したものである。これらによると、
- れ、配置用が県内医薬品生産の中心であったことがわかる。ところが、昭和三十年代後半に入ってこのシェアがどん 欄は、 医薬品生産額中の配置用家庭薬生産が占める割合である。昭和三十四年には八一・二%が配置用で占めら 四十年には七〇・四%となり、それ以降急速に割合を下げている。
- きくなりつつある。 て考えると、富山県内の医薬品生産は増加し、 で、この両者とも年による変動はあるが、時代とともに割合を増してきている傾向にある。このことを - 欄は、全国の医薬品生産に占める富山県の割合、① 欄は、富山県内製造品出荷額に占める県医薬品出荷額の割合 しかしながら、 配置用家庭薬の生産量の増加率は比較的小さく、その分、配置販売用家庭薬以外 全国の医薬品生産シェアも、富山県の製造品出荷額全体のシェアも大 (G)

の医薬品

(医家向等)

の増加と言えるのである。

⑴ はり薬全盛からビタミンブームへ

十年代後半に始まるビタミンブームがあった。大手メーカーの武田薬品などがビタミン剤を強力に宣伝販売して爆発 の配置品目に許可されると、製剤業者は競ってこれの製造販売に乗り出し、全国に配置した。この背景には、 登場してきて、はり薬の全盛時代になった。またビタミン剤が広く普及してきた。ビタミン剤は昭和三十年に厚生省 てきた。かつての「サントニン、メンタム、あんまこう」の時代が去り、新たに「ハッカゴムこう、皮膚軟こう」が 神武景気、岩戸景気を経て、消費革命が進み、生活が裕福になった。すると売薬に対するニーズもしだいに変わっ 実は一

的な大成功を収めていたのである

てきている。保健薬は感応丸や救命丸に代って、三十六年には伝統技術を生かした虔 脩 六神丸が登場した。この六神 趨勢が具体的によくわかる。はら薬及びかぜ薬は家庭薬の代表的な部門であるが、はら薬は三十年代前半までにほと ベストセラー商品となった。その他の薬品もそれぞれ時代を反映しており、二十年代から三十年代にかけて、 が上位に位する商品で、三十年代はメンタムとあんま膏、三十年代末になってパス類が登場、マルコワンパスは一時 前述したように大手メーカーの影響もあって、ビタミン剤が多く製造されてくる。はり薬は広貫堂においても売上高 んど出尽してしまっている。これに対し、かぜ薬は四十年代に入ってが然多彩となり、カプセルタイプや錠剤が増え 次頁の表は、 昭和四十八年以降、広貫堂の売上第一位のくすりとしての地位を保つのである。さらに三十年代末になると、 富山県の製薬会社を代表する広貫堂の新製品開発状況を示すものである。表をみると、家庭薬製造 婦人薬

や駆虫剤が開発された。

広貫堂における新製品開発状況

その他	はり業、ぬり業	保	はら、薬のか、ぜ、薬(強痛・頭痛合む)	Ш
25.6 実的 25.9 人参	アカチン	24.1 万辆感记从 25.8 浴流	森野ピルス 森野ピルス 上 皮質 と 皮質	収利 24年
25.6 实母散 25.9 人参サフラン人 正確物		69人 25.8 为69人	ス 26.3 野場場 15.0.1 新編集をロリン 新編集をロリン	25
		10.00	26.2 対現が破害 26.12 36.12 は大性会 地質性を が関係	26
27.8 宝子: 27.8 快通丸	A second	27.2 金成栽命丸	大学 大	27
28.2 ビストル丸 ビストル丸 28.12 安神 散	28.3 特製ポーラン外	4	11 例えぬみおは代代 11 例えぬみおは代代 2	28
光 29.2 容而光 要	の襲	11.62 11.62 1.63 1.63	が の の の の の の の の の の の の の	29
4.8 E.		29.5 金間数价丸 マルコ 金間数价丸 29.11 ビグミン人店傾回	o 	1 1
30.3 セメン国ー場		, j	是是这样或	30
至	恭20 □ 22 煙1.		・	=
$\overline{\Sigma}$	32.4 口色/ング4 32.18 特嬰企働貨		口 2000年 1000年 1000	32
33.8 筋力イスニン がソ		A ALABAMA MARKET PRINCIPLE	쓪	33
6				3.4
		38.5 機構力 広質素グルクロン線	200/45海 4700 88 88 88	35
		38.5 废修六神丸 29日2館	5度。 26.4 銀貨管機以よう策	36
37.10 济婚·			※ ご ご	37
37.10 济縣 C 内眼線		38.1 第3プライドAI 38.8 38.8 7-ナー数編 55.5 57.5 57.5 57.5 57.5 57.5 57.5 57.	4 % .0 ソA	38
	38.7 24/2 38.7 24/2	38.1 施力で不下の要素 28.8 28.8 フーチー砂線 フーチー砂線 サフリ サフリ 39.7 サフリ 39.8 数カリ カリ カリ カリ カリ カリ カリ カリ カリ カリ	*	
	39.7 ファイナルバンS 39.7 強力がロチンS 40 20.3 20.7 20.38.7 20.29~ル教徒	特別議 19.5 (語 身本しい (語 身本しい (語 身本しい (記) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (9)	ర్థి కృత్తి కృత్తి కృత్తి	39
nati. A	()S (()B, ()B, ()B, ()B, ()B, ()B, ()B, ()B	で表	0.6 かパー能S からかでも8 ももまがも8 の1.6 は17 からを持ち解薬 を1.7 1.7 1.6 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7	40
41.8 短短 S	1		(大田 報告 第1 第2	41
	42.6 デルカッレベン	12.5 線介に欠い値 線1/ケービタン 12.5 アリナファイマ5A	40.4 40.4 40.4 40.4 40.4 40.4 40.4 40.1 40.1 40.1 40.1 40.1 40.4	42
	*	2/M (2/97) (1/25A	48.3 5×#-80 777	43

ウ 経営の体質改善

の企業で経営の合理化が図られた。

昭和三十年代に入って、製薬企業の体質改善の必要性が論じられ、それに対応していくつか

が別の体系になった訳であるが、 昭和三十一年から名目的にとどまったとはいえ、医薬分業が実施された。つまり、 これに伴い家庭配置薬の値が高すぎるという声が出 医療と薬 始めた。

そして、一方では家庭薬の乱売、値引き問題、 これらの問題は新聞やラジオでも報じられ、 また国会においても家庭薬の薬価問題が取り上 農協家庭薬の進出などの問題が起きてきた。

げられた。これらの問題は究極的には生産費に原因があり、それの解決には製薬企業の経営合

理化、施設・設備の近代化が必要であるとされた。

の企業では、 経営面でも合理化が進められず、昔ながらの「大福帳的」な事務がいまだに続けられてい 製薬工場の機械化が進められ、衛生施設もしだいに充実してきた。しかしながら一 戦時中に統合したときのままの古い事業場で生産を続けているものもあった。 部

業の近代化をうたい、 る企業も多かった。 昭和三十五年に成立、三十六年二月に施行された薬事法においては、 製薬施設の改善を強く求めた。

他に要する費用が三二八一万一〇〇〇円。それに三十八年度末までに完成すべき試験設備費を 事法施行に伴う製薬施設改善措置に要する経費を調査した。表はその結果である。これによれ これに対応して富山県薬務課では、三十六年十月、 三十七年度中に改善しなければならないとされている調整充てん作業室、 県内家庭薬メーカー一八○社に対し、 貯蔵設備 その

県内製薬施設改善費等調査の結果(昭和36年)

			€ (PH↑µ30+)					
改善費総計	施	設 別 内 訳		沢	費用支出内訳			
以普貨総司	充てん作業室	貯蔵設備	試験設備	その他	自己資金	借入金		
千円 48,771	千円 19,673	千円 1,539	1 1 1 3	千円 11,599	千円 29,270	千円 19,501		

(富山県薬務課調)

九一三

二節

経済の高度成長と富山県薬業

合わせると、

総計四八七七万一〇〇〇円となっている。このうち、

自己資金



製薬工場内の包装作業

指導した。このようにして、三十年代後半には施設・設備の改善が著しく進 では、借入れ融資についての斡旋を講じるなどして、施設改善を進めるよう ○万一○○○円は借入れによらねばならないことがわかった。そこで薬務 でまかなえるものが全体の六〇%に相当する二九二七万円で、残りの一九五

化の第一弾として、 のまま使用し、各地に分散して製薬を行っていた。昭和三十年になって合理 その後、 戦時中の昭和十七年に一一の会社を統合、 次に、三十年代における経営合理化の事例を挙げよう。 第一薬品工業と改称した。しかし、 富山市下奥井に本社工場を新築し、集中生産を行う体制 富山県統制製薬株式会社となり、 工場の施設等は戦前のものをそ 第一 薬品工業は

を整えた。そして三十一年には岩瀬工場と小杉工場、三十三年には中加積工

四十四年に水橋

場と上市工場がそれぞれ生産を中止し、 販売業務のみを受け持つようにした。さらに四十年に城端、

四十五年に四方の各工場の生産を中止し、専ら本社工場で生産を行うことにした。

られ、 二億三九四九万円であったものが、三十九年には四八%も伸びて三億五五一一万円となった。 一薬品工業の事例のように、数多くの雰細工場に分かれていたのを集中化する過程で、 合理化の実が上がっていった。この結果、県内全体の売上高は、昭和三十五年に二億四五一万円、 施設 設備の改善も進め 三十七年に

九一四

エ 最低賃金制の導入

昭和三十四年(一九五九)、法律第一三七号により最低賃金法が施行され、各業界において最低賃金の基準を決めるこ

とになった

研究会は最低賃金制の法制化をにらんで、従業員の賃金をどのように決めたらよいか、各帳主や企業の足並みをどの る委員会の二つに分け、前者の委員に塩井幸次郎ほか一二名が、後者には伊西清ほか九名が委嘱された。その後、 究委員会」が設けられた。この委員会は、補助配置員の給与を研究する委員会と生産企業体の従業員の給与を研究す ようにしてそろえるかなどについて、突込んだ検討が行われた。 これより先、昭和三十二年八月、製薬界の人材確保を目的として、薬業連合会内に「補助員ならびに従業員給与研

れた。その具体的内容は、次のようなものであった。 た。まず手初めは、「生産企業体従業員女子包装工の最低賃金に関する業者間の協定」が結ばれ、 このような経過を経て、三十四年の最低賃金法の制定と同時に、富山県薬業連合会が最低賃金制の実施に踏み切 四月 日から実施さ

最低賃金に関する協定書

富山県薬業連合会は所属各企業に雇用する女子包装工の最低賃金につき左記のとおり協定する。

- 一 女子包装工の最低賃金は一日一五〇円とする。
- 本協定における最低賃金は一日の所定労働時間八時間に対するものとする。
- 本協定の賃金には基本給のほか一日の所定労働時間に対して支払われる諸手当を含むものとする。(以下略)

経済の高度成長と富山県薬業

昭和34年6月ころの各業種最低賃全

では、これの一十の月こうの古木住取民員	37.
家庭薬一企業体の女子包装工一	150円
ファスナー製造工	160円
染色工業	200円
機械器具工業	170円
製パン業	170円
絹人絹織物業	160円

(『家庭薬新聞』昭和34年6月25日)

富山県医薬品製造業最低賃金の推移 (日額)

昭和35年11月1日実施 200円(公 示) 昭和37年10月1日実施 250~260円(自主改訂) 昭和38年4月1日実施 270円(公 示) 昭和39年10月1日実施 320円(自主改訂) 昭和40年4月1日実施 350円(自主改訂) 昭和40年12月1日実施 380円(公 示) 注

富山労働基準局におけるものをい う。 (『資料集成』より作成)

間

訂のたびごとに公示された。しかし、公示後わずかな期 より富山労働基準局において公示されることになり、

.で物価の変動などにより最低賃金が実勢に合わなく

およそ出そろったが、その状況は表のようであっ

三十四年六月ごろまでに各業界の最低賃金がお

その後、

この最低賃金制度は、

最低賃金法施行規則

改

頻繁に行われた。 年にかけては な改訂をたびたび行った。 ることが多く、その場合、 物価の高騰が激しく最低賃金の見直しが その 間 とくに昭和三十八年か 薬業連合会で協議し、

ら四四 自主的

製薬従業員の最低賃金についてはさる八月二十五日の生産委員会で審議の結果十月から自主的に三二〇円とし、 付の 「薬日新聞」 が次のように報じている。 の事情を昭和三十九年十一 月十

JU

H

。から通報があった。これによると富山は乙地区でA業種は最高四六〇円から最低四二〇円、B業種は四二〇円 日を期して三五〇円の業者間協定を実施すべく労働基準局へ通報を行ったが、 乙地区は三六〇円となっている。 丙の三地区の段階にわけて最賃制を実施するよう富山労基 その後の諸物価高とう (『資料集成』一〇三九頁)

この記事より推定すると、

富山県の医薬品製造業の最低賃金は、

全国的にみて比較的に低くおさえられてはいるが、

局 ¢, 囲

年四 政

月一

一変もからんで中央最賃審議会では全国を甲、

Z

から三八〇円となっており、

甲地区が四八〇円、

オ 富山のくすりの宣伝

昭和三十年代に入ると、大手製薬メーカーは競って広告宣伝に乗り出した。大手メーカーの医薬品や農協家庭薬の

進出に押され気味の富山県の家庭薬業界でも全国的に「富山のくすり」の宣伝を行うことになった。

レット及び宣伝アナウンスを吹き込んだテープレコーダーを積んだ宣伝カーは、六月二日薬業会館前を出発、 昭和三十年(一九五五)、富山県家庭薬宣伝協会が発足し、初仕事として宣伝カーで関東路を巡回した。 宣伝用

日間の処女巡回に向かった。その日程は、次のようであった。



六月二日=富山発、三日~五日 長野(北信)、六日~十一日 群馬、 ~十七日 栃木、十九日~二十三日 茨城、二十四日~二十九日 千葉、七月 日~五日埼玉、七日~十一日東京、十三日~十七日神奈川、十九日

~二十二日 山梨、二十四日~二十六日 長野(南信)、二十七日 富山着

なお、長野県、山梨県では座談会が開催された。

をこらして全国を巡回した。一方、「くすりの富山」の野立看板を立てること も計画し、各県二カ所の割で全国の鉄道沿線などに設置された。列車の窓か 宣伝協会ではその後も、 八尾のおわら節保存会の人たちを乗せるなど趣向

ら、この看板がみられることになった。

助のほか、 実施した。契約先は北海放送で、 算では支出し切れず、各メーカーや配置業者にどのように負担させるかが問題となり、 配置業者数が一〇〇〇名を越え、 えるべきだ、との声がいち早く起こった。しかし、 マーシャル作戦を展開した。広告媒体としてのテレビの威力は絶大であったので、 昭和三十年代後半に入ると、宣伝はテレビ時代を迎えた。大手メーカーは民間放送のスポンサーとなり、 会員一人当たり三百円宛拠出した。 初めの三カ月間は週三回、 地域的にもまとまりのある北海道部会では、昭和三十九年十一月よりテレビ宣伝を テレビによる宣伝は多額の電波料と制作費を要し、 一回につき十五秒間放送した。経費は宣伝協会からの補 宣伝協会の宣伝をテレビに切り換 実現しなかった。ところが 宣伝協会の予 派手なコ

以下、 和四十年頃の富山のくすりの宣伝広告に関して塩井幸次郎の報告がある 同書により、 当時 の宣伝についてみてみよう。 (況及振興策について」富山県『経済月報』所収)。 (塩井辛次郎「富山県配置家庭薬業の史的考察と現)。

困難となっている。 県平均三○○人位であり、 北海道部会の場合、業者数が多いので一業者の負担が平均一○○○円程度なので実施できるが、 に映画及びスライドによる映写会、 二〇万円である。そのうち九〇万円が北海道部会所属の業者の負担で、残り三〇万円が宣伝協会の助成である。 昭和四十年度における富山県家庭薬宣伝協会の年間予算は約五〇〇万円で、 前述した北海道部会のテレビによる宣伝放送は、三か月間週三回、 昭和四十年度中の宣伝は、テレビ、ラジオ、 その約五割が二県以上にまたがっているので、 地方バスのボディ広告、各種博覧会、 日刊紙、 一回三〇秒のスポット放送で料金は 展示会に対する宣伝出陣 週刊・月刊誌など定期刊行物、 業者の負担が多額となるので実施が その一部は県からの助成を受けて 他 0 地 野立看板 域では ならび

キャラバン隊の巡回など多岐にわたった。大都市の大手メーカーが総売上高の一五~二○%を宣伝費に計上して 富山県下薬業界の宣伝費は売上高の約二%に過ぎない。

捻出法を講じて、最低総売上高の五%程度の宣伝費を確保すべきであると結んでいる。 富山県の場合、 個々の配置員の脚による宣伝の力も軽視できないとしながらも、 宣伝経費の統 一的な

これに対し厚生省は再三にわたって適正な広告を行うよう業界に指示した(『資料集成』八八六頁) なお、医薬品の広告宣伝が大手メーカーを中心に盛んになるにしたがい、虚偽誇大な宣伝が社会問題となってきた。

違反しないように注意し、違反広告例を具体的に例示した(『資料集成』八八〇頁)。 富山県薬務課でも、 昭和三十九年一月、県内の製薬業者に対し、広告の字句が薬事法、 医薬品適正広告基準などに

め 貿易の再開から発展へ

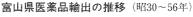
けの輸出が細々と続けられていたに過ぎなかった。 戦後、 しかし、 家庭薬の輸出が再開されたのは前節で述べたように昭和二十三年で、民間貿易の再開とほとんど同時であっ 昭和二十年代においては輸出に関する制限が多く、遅々として進まず、 わずかにハワイ、

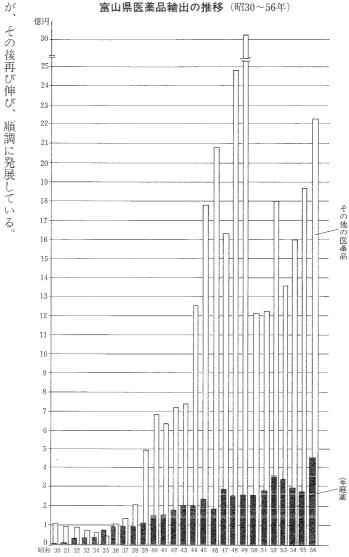
三一万円、医薬品総輸出額の一七・六%を占めるようになった。その後、 に九九二万円で医薬品輸出総額の八・六%であった家庭薬が、三十年代後半に急速に伸び、 以降のことである。 家庭薬を含む富山県の医薬品の輸出がまとまった規模で行われ、 図表は富山県における医薬品及びその中の家庭薬の輸出の推移を表したものである。 統計においても数字が現れてくるのは昭和三十年 オイル・ショックによる落ち込みもあった 昭和四十年には一億四五 昭和三十年

第

二節

経済の高度成長と富山県薬業





れと対応して県内の業者が貿易の拡大をめざして努力した点が特筆される。

このように家庭薬の輸出が軌道に乗った背景には、

日本経済の高度成長に伴う貿易施策の進展が挙げられるが、

医薬品関係の製造業が多く立地している

- (資料) 富山県「富山県統計年鑑」各年版より作成
- 数値は各製造業者の取扱いによる輸出額を示し、輸出業者を (編注) 1. 経由したものは含まれない。 その他の医薬品には医療用・一般医薬品も含まれるが、原料
 - 医薬品が主体である。

富山市において業界有志と富山市が協力して昭和三十二年五月、富山市薬業貿易振興会を組織し、貿易の振興に関す る各種の事業を行うことになった。同会の規約に会の目的及び会員について、次のように決められている。

富山市薬業貿易振興会規約

本会は富山市における薬業貿易の振興を図ることを以って目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達するため左の事業を行う。

市場調査

講演会、懇話会、講習会等の開催 貿易情報の交換と普及

四 輸出見本市に参加及び協力

Ŧī. 輸出入品の紹介及び宣伝

貿易に関する資料の蒐集

其他本市薬業の貿易振興上必要な事項

第四条 本会の事務所は富山市商工課内に置く。

輸出、

輸入を営む者及び本会の目的に賛同するものをもって会

(『資料集成』九九八頁)

第五条 本会は富山市内に在住する医薬品製造、

富山市薬業貿易振興会は規約にのっとり各種の事業を行ったが、その手初めとして昭和三十二年十二月に輸出医薬 経済の高度成長と富山県薬業

するべきかについて不案内な業者が多かったので、啓蒙の意味を含めて開かれたものであった。その模様は次の通り。 品包装意匠図案展示会を開催した。これは家庭薬を輸出するにしても、どのような意匠が好まれ、 包装はどのように

新聞社、 富山市薬業貿易振興会、 家庭薬新聞社等協賛による「輸出医薬品包装意匠図案展示会」 富山市主催、 富山県、 日本医薬療品輸出組合、 富山県薬業連合会、 は既報の如く十二月一日から七日までの 北日本新聞社、 薬日

し盛会であった。 週問富山市商工奨励館において開かれ、左記の県内五社、県外十四社の商品展示があり、 また期間中毎日午後三時から「アジヤと共に」の天然色映画が上映され人気を博した。 薬業関係者多数参観

·万有製薬KK=ザルコマイシンほか

・三共区=ヨウモトニックほか

山田安民薬房―ロートネオマイ目薬ほ か

田辺製薬 M=ニッパスカルシユウムほ か 武田薬品以=ベンザ、パンビタンほか

藤沢薬品工業区=テリチオマイシンPほか

森下製薬KI=デアベトンM

山発産業区 =-パオンほか

樋屋製薬 KI — 奇応丸

▽第一薬品工業巛=ケロンパス、立山トンプクほ か

森下仁丹区—仁丹

参天堂製薬KI — 大学眼薬 日本新薬以=メトナミンほか 第一製薬KK

- アポプロ

ンほか

わかもと製薬KK=錠剤わかもと

▽共栄製薬以=仁精丹、六神丸ほか

▽KK広貫堂=麻拉利亜錠

止痢錠ほ

出品者の多くが県外企業であったことが注目される。

団は県議会及び町村会代表、新聞社代表、各産業界代表で組織されたが、薬業界を代表して広貫堂の塩井専務が参加 クを中心として家庭薬を販売するため、富山県医薬品貿易協同組合を設立することになった。 した。一行は香港、タイ、マラヤ、シンガポールを視察したが、その成果として、三井物産の斡旋でタイのバンコッ 富山県も輸出振興に力を入れることになり、昭和三十三年、東南アジアへ視察団を出すことになった。視察

円を交付した。 新しく市場を獲得したのであった。当時の吉田富山県知事もこの事業に大きな期待をかけ、県費補助として一二〇万 ことを議決し、「富山県医薬品貿易協同組合」を組織した。理事長に塩井幸次郎、副理事長に笹山梅治が就任した。バ シコック在住の陳家永を嘱託として販売計画を樹立させ、トレードマークをダルマ印として業界待望の東南アジアに 即ち、昭和三十四年十一月、富山県当局と富山県内の業者三六人が相はかり、タイを中心とした販売組合をつくる

トナム、タイ、ビルマ、マラヤ、フィリピン、台湾)を訪問した。 昭和三十六年には、県及び県医薬品貿易協同組合が販路拡大のため代表団を組織し、東南アジア七カ国 (香港、

ただし、原材料の輸入の多くは、大阪などの薬種商によるもので、県の統計には計上されてこない。 なお、輸出の進展と規を一にして、原材料の輸入も復活し、次第に外国産の薬草や生薬が入ってくるようになった。

三、高度成長下の売薬行商

② 配置行商人の全国及び県内の分布

によって出先県では何人の配置員が来ているかを知り、また不正薬を取締ることができた。さらに、出先県では各種 でき上がり、その動静が明確になってきた。 の連絡や講習、親睦を行うための医薬品配置協議会がつくられた。このように、家庭薬配置従業者の組織がしだいに 行商配置員の身分証明証を出先府県に登録することになり、この申請手続きは各協同組合で行うことになった。これ で、当初二三の協同組合ができた。昭和二十五年には、その協同組合連合会がつくられた。また、二十六年末には、 中小企業協同組合法に基づいて、帳主を中心に製薬会社別の家庭薬協同組合ができたのは、昭和二十三年(一九四八)

の雇用者を持つ者はわずかに七%である(『資料集成』統計九六)。 営者、いわゆる一人帳主は七五%という高率を占め、一人の補助員を雇用して旅先に出掛ける者が一八%、二人以上 が二○五人となっている。帳主の数が補助員の数をはるかに上回っているが、別の統計によると、帳主一人の単独経 家庭薬も一○○○人以上の会員を擁している。階層別では帳主が五九六七人、補助員が三八三八人、県外での従業者 人で、それが一八の協同組合に分かれて所属している。中でも広貫堂が最大手であるが、第一薬品、 表は、昭和三十一年度における協同組合別家庭薬配置従事者数である。これによれば、総従事者数が一万〇〇〇八 滑川地区、

る。中でも滑川市の一五五〇人、新湊市の一二七九人、富山市内に属する水橋町の一一九五人が集中分布地域である。 配置従業員の分布状況を見よう。 地域的には海岸地域に多く、 全体の五〇%を海岸地域の市や町で占めてい

内陸平野部では上市町が多いが、あとは比較的分散している。

富山県協同組合別家庭薬配置従事者数 (昭和31年度)

協同組合名	帳 主 (販売業者)	補助員	県 外	計
広貫堂家庭薬協組	1,268	618	31	1,917
第一薬品工業協組	721	678	44	1,443
滑川地区配置協組	822	477	4	1,303
富山家庭薬配置協組	667	329	61	1,057
水橋家庭薬協組	493	240	5	738
共 栄 薬 業 協 組	313	324	24	661
上市家庭薬協組	344	283	5	632
射水壳薬協組	293	141	3	437
射北家庭薬協組	256	149	0	405
中部薬業協組	225	152	1	378
高岡家庭薬商業協組	154	79	2	235
新々家庭薬協組	36	143	0	179
富山北部薬業協組	107	51	6	164
岩瀬家庭薬協組	97	39	0	136
鹿児島県部会協組	54	42	10	106
宝品家庭薬協組	46	45	6	97
八幡家庭薬協組	54	39	0	93
新湊家庭薬協組	17	9	1	27
計	5,967	3,838	205	10,008

- (資料)「家庭薬新聞」昭和32年5月21日より作成。
- (編注) 1. 配置従事者数は身分証明書受付数を示す。
 - 2. 県外とは県外従事者を示す。
 - 3. 内訳と計が一致しない箇所があるが、そのまま掲載した。

県内市町村別家庭薬配置従事者の分布(昭和33年)



新凌		射水		高岡氷見	市市	砺 波 東砺; 西砺;	皮郡	県	外	<u></u>	-
甲	乙	Ħ	Z	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
127 30 38 46 32 13 33 15 12	88 22 26 35 21 15 31 11 8. 5	37 21 19 25 10 5 14 4 2 4	35 12 12 21 9 3 9 1 7	18 3 3 9 4 2 0 0 0	6 1 4 8 1 0 1 0 0 0	31 3 4 6 0 2 5 2 3 3	17 1 3 2 0 2 4 2 3 0	15 3 4 8 3 1 2 3 2 8	3 1 4 1 0 1 1 1 1 8	655 237 251 218 292 221 356 260 204 280	426 108 176 212 213 191 212 201 162 158
16 20 53 24 71 36 41 39 3	16 19 80 17 28 6 8 11 2 6	6 6 20 7 30 58 40 18 5	0 1 17 9 13 15 11 13 2 3	2 2 2 4 8 44 9 1 0 4	4 16 1 2 3 3 1 0 0	1 7 11 2 11 60 26 15 1	5 2 11 5 6 11 8 9 0	12 8 28 9 3 4 7 7 1	1 3 7 2 1 0 0 2 0 1	328 282 433 230 503 537 312 236 115 342	242 192 415 216 287 112 101 81 55 157
18 20 31 9 2 13 29 24 0	9 18 17 4 10 17 28 0 7	15 12 18 6 4 17 24 35 2	5 6 13 3 5 9 24 21 0 8	1 2 0 1 0 2 2 2 3 0 0	6 1 2 1 0 1 3 2 0 1	5 6 1 1 5 11 4 10 1 0	4 3 3 0 10 5 9 4 0	5 9 7 1 1 8 11 8	3 8 2 0 2 3 1 0 0	289 309 265 88 82 132 142 195 16 83	202 218 221 44 49 69 123 131 3
6 10 18 37 32 3 5 22 29 12	1 7 5 18 17 2 1 14 13 15	12 14 13 24 20 2 3 28 13 10	5 3 14 19 20 0 4 21 17 9	4 2 0 1 3 1 1 3 2 2	0 0 0 2 2 2 0 0 2 1 2	0 2 3 11 4 2 1 9 6	1 0 0 9 6 3 1 13 7	2 0 6 6 8 0 0 5 2 7	0 0 0 0 2 0 0 0 0 0	51 96 113 222 165 51 35 122 73 121	26 44 36 128 112 36 28 75 46 83
5 9 10 15 11 16 1 070	5 7 7 8 12 8 745	1 3 7 7 16 5	2 8 4 3 6 9	0 4 1 1 4 5	0 0 0 3 6 4 91	1 0 5 1 1 2 292	2 0 2 0 0 0 2 175	1 4 6 0 3 16 257	1 1 1 1 1 3 68	47 91 137 101 118 189 9 625	30 52 100 58 64 117 6 058

北青岩宮秋	道森手城	甲 129 39	乙 65	甲	+	/ (- 1/3)	: < /	水橋	町	魚 津 下新		上新	(1番)
北青岩宮	森手城	39	65		乙	甲	乙	甲	乙	нī	乙	甲	乙
5秋山福茨栃群	田形島城木馬	57 40 40 61 63 53 35 64	12 21 27 13 31 25 35 29	86 40 42 30 55 57 96 99 75 76	51 20 41 21 89 45 49 69 42	54 32 19 20 56 27 29 32 20 45	39 17 23 39 35 48 20 22 19	110 37 44 22 64 33 83 30 40 46	68 10 26 33 35 34 50 33 38	8 2 1 1 3 4 8 4 3 5	18 1 2 2 1 0 1 6 6 4	40 27 20 11 25 16 23 18 12	36 11 14 23 9 12 21 21 9 5
埼千東神新富石福山長奈	玉葉京川潟山川井梨野	60 53 69 45 97 118 79 70 29	27 63 35 60 21 13 19	103 89 62 46 136 49 36 26 25 97	67 60 48 21 69 22 28 5 11 48	41 24 34 19 54 46 21 16 13 52	35 21 20 67 44 9 17 6 14 24	41 43 37 35 55 35 28 22 30 62	35 31 28 29 32 5 7 4 13 28	16 3 14 4 11 27 5 3 1	10 4 9 3 11 10 0 1 1 2	30 27 103 35 27 60 20 19 7 20	22 23 116 27 21 10 6 10 4 24
吱静愛三兹京大兵奈和 歌	阜岡知重賀都阪庫良山	81 100 81 35 40 33 21 39 6	65 11 13 13 24 26 0	51 73 34 16 8 11 1 18 2 6	34 36 18 6 0 3 0 11 1	30 25 23 7 4 6 3 10 2	37 43 25 6 8 3 3 9 1	33 36 23 4 7 6 7 14 2	28 34 32 3 2 2 2 11 1 2	2 1 1 2 0 2 5 3 0 1	3 2 4 2 0 1 3 2 0 2	43 25 46 6 11 23 35 31 0 6	28 8 40 8 9 19 37 17 0
急島岡太山志春愛町福	取根山島口島川媛知岡	12 18 27 56 32 13 13 21 9	7 4 26 21 7	0 17 5 24 21 0 2 2 2 5	0 2 0 7 5 1 1 2 2 5	8 20 15 15 8 18 5 17 7	6 14 3 17 10 15 13 3 2 13	4 8 16 22 18 5 2 6 2 10	2 9 5 10 6 3 1 5 1 3	0 0 2 3 2 0 0 3 1	0 0 0 1 7 0 0 0 0	3 5 8 23 17 7 3 6 0	3 2 5 19 16 5 0 6 1
佐長熊大宮鹿 児	賀崎本分崎島	20 30 35 33 25 48	9	7 7 22 2 10 26	2 0 14 6 5	5 16 21 19 19	11 4 16 12 4 11	3 6 16 15 10 15	0 2 19 7 7 9	1 2 1 0 0 2	0 2 1 0 2 2	3 10 13 8 19 35	3 13 16 3 12 22
計		2 155	1 049	1 097	977	1 003	809	203	781	167	126	957	726

(資料)「北研資料」昭和35年による。

⁽編注) 1. 甲は配置販売業者 (帳主)、乙は配置員を示す。 2. 人数は配置先別の延数である。

^{3.} 内訳と計が一致しない箇所があるが、そのまま掲載した。

富山県家庭薬配置従事者の全国分布状況 (昭和35年) 北海道 群馬 468 埼玉 川市、 図表は、昭和三十五年における富山県出身の家庭薬配置従

取引きの動静の項でも触れる。 ケースがみられる。なお、このことに関しては、あとの懸場 た人たちが、懸場帳を買い求めて帳主になったのである。滑 これは、農業との兼業として農閑期に配置販売に従事してい らの動きとして、農村地域で帳主が増える傾向がみられる。 配置従業者の分布について、昭和三十年代後半に入ってか 上市町、 小杉町、新湊市、 富山市周辺部でこのような

者もあるからである。 三人、鳥取県 六九人などとなっている。なお、この統計の総 ている。少い方では売薬の盛んな奈良県へ二〇人、香川県 四 北海道 一一四一人、東京 八四六人、新潟 七四五人などとなっ んでいるのが富山売薬の特徴である。中でも多い順にみると、 事者の全国的分布状況である。四七都道府県すべてに入り込 人数は一万五七七六人となるが、一人で複数県に籍を置く業 昭和三十年代後半の新しい動向を述べれば、その一つには

163 E

とと、二つには富山県から籍を出先県に移す業者が増えつつ 農村部が敬遠されて都市部を回商する業者が増えつつあるこ

あることである。前者は農協薬の進出、農山村の過疎化など農村地域での回商の効率が低くなりつつあるからで、逆

後者は、 に都会で効率の良さ、都会人の物ぐさ性による利用率の高さが魅力となって新懸けが活発に行われたせいであろう。 俗に富山県の住民税、事業税の高さに原因があるという説もあるが、その他に出先県に住居をもつことの利

出先県における配置家庭薬協議会の活動

便性や若い後継者の希望などによるものとみられる。

既にはやく、昭和二十六年(一九五一)七月、厚生省主催の全国薬務課長会議の席上、 島根、徳島、 山形の各県課長

「各県の薬局、薬店の実態はわかるが、配置業者がいつ、どこへ、だれが来て商売しているのかつかめない。これで

から次のような意見が出された。

は不正薬の取締り、 指導ができない。」――これに対し、厚生省側は、「どうあるべきか審議し、早急に報告するよう

に」として、薬業県である富山、奈良、滋賀、佐賀の四県と受入県である東京、山形、島根、徳島の計八県の課長に

指示した。

出ず、十二月にようやく解決をみた。この結果、各県単位の医薬品配置協議会を早急に結成することが申し合わされ この問題は、要するに身分証明書の発行をどうするかの問題であったが、八月に開かれた八県課長会議では結論が

厚生省に報告した。

ものであった。この決定を受けて各県へ出向いている業者がそれぞれ協議会結成の準備にかかったが、配置業者が多 これまでも「最寄会」などと称して、親睦を中心とした出先県での組織があったが、それを拡大強化しようという

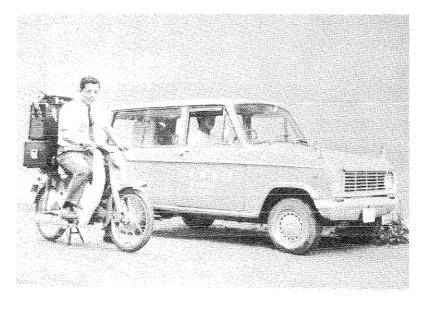
い富山県の業者が中心になることが多かった。

第二節

経済の高度成長と富山県薬業

九二九





このころから行商人のスクーターさらには自動車の利用が進む

趣意書である

北海道配置家庭薬協議会創立趣意書

申され今回薬事行政上の改正取締法として公布されましたが其の内 薬務課長会議の懸案となっておりましたが、去る二月十八日の全国薬務課長会議に満場一致議決し、主務省に答 御 .承知の如く我々配置家庭薬配給業者及び配給員の取締規則改正について、厚生省の諮問案として永らく全国

一、項

右の項目に依って当然北海道庁衛生部薬務課管下にも、北海道配置家庭薬協議会なる団体を結成しなくてはなら 務を行う配置販売業者及び配置員を網羅する、○○都道府県配置家庭薬協議会を速かに結成せしめる事 都道府県において家庭薬の配置販売業の実態を把握し、配置員の指導に万全を期するため、その管内に於て業

不正不良薬を駆逐して大衆の信頼をたかめ、家庭薬本来の使命達成のため監督官庁と緊密なる連絡を保つのを本 なくなり、そうして我々業者は官民一体となって職域を通じて社会衛生保健の為め奉仕することになり、又半面

旨と致すのであります。

会を開催致したいと思っています。

理解御加入を得て創立するには相当日時が要りますが、来る初秋の折り札幌市に於て当局の御臨席を得て創立総 何分全国に散在せらる、北海道関係者、 又道内在住者の業者に呼びかけて加入をお勧めするので、 全業者の御

法規による設立なので貴下にも是非御入会下されたく、なお別紙書式に必要事項御記入の上、 創立事務所

へ御

前

経済の高度成長と富山県薬業

創 立

委 員

富山県上市町幸町 富山市梅沢町 酒 金 井 Ш 保次郎 金次郎 清

富山市清水町

富山県射水郡七美村

粟

島

 \equiv 枝 慶

狐 塚 義

雄 治

保 室 義 光 助

田

長

科

斉

藤

勇

誠

水

富山県滑川市常盤町 奈良県高市郡高取町 富山県婦負郡四方町 富山市稲荷町十一 富山県水橋町狐塚

奈良県高市郡畝傍町

真

函館市新川町六七 奈良県山辺郡丹波町

奈良県高市郡畝傍町

富山市窪町

内 \mathbb{H}

重太郎

作

弥三

郎 司

谷 島 Ш 木

平

田

L

昭和二十七年三月一日

創立委員代表

富山市梅沢町

Ш 清 _

金

所

事 務

富山市清水町十区

(『北海道売薬史』二〇一~二〇二頁) 保 次 郎 方

このようにして、北海道配置家庭薬協議会が創設され、以来各種の活動を行ってきた。

他の都道府県でも同様の経緯をたどって二十年代の終りごろに設立されたが、北海道の創立委員を見てもわかるよ

うに富山県の業者が多いので、会長や事務局を富山の業者が引き受ける場合が多かった。

山形県医薬品配置協議会は、会員数は約五○○人であるが、うち富山県人が三三四人(昭和五十二年)と圧倒的に多く、

あった場合には仲介したりしている。また薬害禍に対応するため、顧問弁護士も置いている。

代々當山県人が会長を勤めている。年一回講習会を行って配置員の薬事知識の向上に努めたり、

業者間でトラブルが

争指導調査委員会が設けられ、トラブルが起きたら調査し、二度と起きないよう取締りの規則を設けたりして、 販売業の信用を落とさぬよう絶えず自主点検を行っている。

大阪府医薬品配置協議会の事務所は大阪にあるが、会長及び事務局は常に富山県出身者である。同協議会内には紛

うにと各県協議会の幹部は考えてきたのである。 まとめるだけでも苦労が多いが、それぞれの業者が多くの問題を抱えているので、それらの解消に少しでも役立つよ 「協議会は単なる親睦団体だ」――と一部の業者や薬務行政関係者は言うが、出身者も居所もバラバラな業者を取り

とくに、農協による家庭薬配置販売の問題については、 二節 経済の高度成長と富山県薬業 協議会のような組織がなければ情報収集すら困難であった

と思われ、この問題は各県協議会の最大の課題として取り組まれてきた。

ウ 「農協家庭薬」の戦略と対策

訴え、その規制を求めたのに対し、厚生省は各県の指導に任せて静観の態度を取るにとどまった。したがって配置県 の業界もそれ以上、打つ手がない状態となった。 農協家庭薬の進出に関して、その行政的な対応についてはすでに述べた。家庭薬業界が一丸となって県や厚生省に

営の改善や商売の仕方に工夫をこらした業者も少なくなかった。 ある。その間、配置員の不安や苦悩、協議会幹部の苦労など多くの試練があった。また、これを競争と受け止め、経 されたところ、② 農協の配置員も協議会に加入させて協調できたところ、③ ほとんど影響がなかったところと様々で 会が、どう防御するかの問題になってしまった。そして結論から言えば、出先県の状況によって、⑴ 後退が余儀なく 究極のところ、この農協家庭薬問題は、配置の第一線に立つ個々の配置員及びその仲間の団体である出先県の協議

であろうか、もっとも活発な活動をみせた山形県の例をみよう。 それら、出先県における配置員の動きを見ていきたい。それには、 まず、 農協の配置はどのような形で進行したの

その後、 する養成所は、 西置賜郡長井町の協同薬品工業長井工場で、東北各県の農協から選抜されてきた者に配置員としての教育をほどこし、 いる。それによると、山形県は最も熱心に農協の配置販売を奨励し、薬の県内自給をはかろうとしている。同県では 昭和二十八年(一九五三)十一月十四日付の「薬日新聞」は、山形県内の農協薬の販売状況等について詳しく伝えて 第一線に回商させている。 農村保健推進専任職員養成所と称し、クミアイ家庭薬配給を中軸とし、農村保健運動の根幹となる職 彼等の正式名称は「農村保健推進専任職員」といわれるものである。

託されたところから支給され、 員となり、 された者、また同養成所の詮衡に合格した二七歳未満の者で、 資格が与えられる。 員を養成しており、 県購連、 県経済連に配属された場合は同社々員のまま、 又期間中、 この養成所は全購連に属している。 その種類は固定給、 全員が合宿し、この費用は同養成所で負担する。この職員の身分は協同薬品工業の社 歩合給とに分かれ、 養成員は新制高校卒業程度の学力のある、 各種の教育、 県購連、 固定給は月額二〇〇〇円で、歩合給において 訓練を四〇日間受け、 経済連の嘱託職員となる。 試験に合格すると 県購 給与は各々嘱 連から推 けせん

は毎月集金額の一○% (最低四○○○円、普通七~八○○○円の見込) となっている。なお、

四〇日間の訓練内容を見ると

講師ともなかなか多彩にして、山形県自身がいかに力を入れているかがうかがえる、としてい

タム、 けている。 は将来二億円を目標としている。最近新潟県でも数名同所に入所、養成を受けて帰県、県内自給を目ざして活躍を続 練を受けた者はいわゆる配置員となり、県下にわたり廻商、着々とその実績をあげているとのこと。協同薬品として さらに続けて現在までの実績や将来目標、 神薬、 また同配置員が配置する家庭薬は一○種類ぐらいで包装、意匠は本舗家庭薬の如く箱入りでチンキ、 胃散を除いては錠剤で散薬がないことも注目すべきで、定価も本県家庭薬から比べて約一割方安くなっ 他県へ及ぼす影響などについて、次のようにのべている。 以上の如く訓

るのが北海道、 長野など一○数県の経済連が連絡を取り合って配置に乗り出している。これらの諸県とは別系統で活発に活動してい 全農の製薬工場がある山形県が最も農協家庭薬の進出が激しい県であると言える。 愛知 岐阜、 高知、 徳島、 大分県など厚生連が主体となって配置販売を行っている諸県である 山形にならって、宮城、

結びつきが強固である。 特に北海道の厚生連(北海道厚生農業協同組合連合会)は、 すなわち北海道の農家の中に大規模な企業的経営を行っているものも多く、 資本力が全国の農協中でも最大である上に、 また町 農家と農協との から離

節

経済の高度成長と富山県薬業

ルニニ

で取り寄せて配置する点にあった。 浸透していったのである。 て消費生活を全面的に農協に依存している農家も多い。このような中での家庭薬の配置販売であるので、極く自然に 救心本舗、 太田胃散、 厚生連の配置の特徴は、 龍角散、 主な購入先は、 浅田飴などであった。また、 一般家庭薬では堀内製薬、貼り薬はニチバン、その他ノーシン本 製薬を行わず、各薬効部門の一流メーカーの薬品を直接 脱脂綿、 生理衛生用品や健康食品など数多くの品を 一括注文

これら全農や厚生連など、 いわゆる農協の配置販売について、富山など従来のものと比べてその特徴を挙げると、

入している

次のようなことが言える。

揃えて配置に当たった。

、大量販売を武器としている。 できる。全農はその資本力で直営の製薬工場を持ち、供給体制を図り、厚生連は大手メーカーと交渉して一括購 山売薬のような一人帳主でなく、資本力をもっているので、多品種の薬品を大量に一括購入し、配置することが 農協の配置体制は、農協自身が帳主で、配置員はその補助員である。従って、富

ている。しかも顧客の注文があれば、ただちに配置員 → 単位農協 → 経済連または厚生連へと、電話連絡されて数 配置販売に機動力がある。 従来の配置業者の回商は年一回程度であるのに対し、農協は年二回以上を原則とし

日後には配置員に品物が届けられる仕組みとなっている。

価格が従来の配置薬より安いと言われる。この点については正確な統計はないが、一般に一割から二割安いと

以上のほか、代金の支払いが現金でなく農協預金の中から引き落としてもらえる、薬以外の衛生用品を持ってきて メーカーから一括仕入れするためである。 富山県などの配置県の業者も認めている。安くなる理由は、一、で述べたように直営工場で製造したり、

もらえるなどの便宜性も重宝がられる。

ため中には深刻な営業不振に陥る業者も出てきた。 放棄せざるを得ない状態に陥る地域もあった。ことに東北の過疎地や北海道の僻村にこのようなところが多く、この 農家の中には従来の配置薬は不要であると、箱の引き上げを求めるものや、何度回商しても利用してないので懸場を 従来の配置業者にはない魅力となったので、昭和二十八年頃から急激な勢いで広がっていった。

が、余り有効な措置が取られなかった。あとは業者自身が何らかの対応策を講じることしか残されていなかった。各 第一項で述べたように、このような実情を県や国へ訴え、行政的な規制措置を取ってもらうよう陳情した

ものとして、① 農協家庭薬の配置員で許可証のない、いわゆるモグリ業者の告発を県に対し行うこと、② 農協の配置 議会では農協家庭薬の問題が起きると同時に何度となく会合を開き対策を話し合った。そのうち、どの県でも行った 出先県においては、 員も協議会へ加入させ、協調路線で行くことの二つであった。 家庭薬配置販売業者の協議会が組織されており、配置県の業者がすべて加入していた。各県の協

実現したが、それ以外の県では農協側が応じようとしなかった。協議会は単なる親睦団体ではなく、講習会等を通じ を現認する必要があり、県薬務課へ何件か申告しているうちに、また別の者が無許可で配置しているというイタチゴ て薬業知識の向上に努めたり、業者間でトラブルがあった場合に仲介に立ったりして重要な役割を果たしてきた ッコの様相を呈している。② の協議会への加入については、農協の配置員の勢力が比較的弱い岐阜県や静岡県などで るケースが各県で見られ、これは明らかに薬事法に違反しているので取締りの対象となるのであった。しかし、事実 しかしながら、二つとも容易なことではなかった。⑴ に関しては、婦人会員や農協職員が無免許で配置を行ってい

農協側に、百歩譲って』、農協配置員の配置を認めるとしても、この協議会に加入して従来の配置員と

経済の高度成長と富山県薬業

も農協の配置員が協議会に加入されることは望ましいが、 頃から再三にわたって、 の交流の場をもって欲しいというのが本音であった。 経済連や監督官庁である山形県薬務課へ加入を要請した。しかし県の薬務課は「薬事行政上 山形県の協議会でも農協の配置がさかんになった昭和二十八年 協議会は任意団体なので加入を行政指導するわけにはいか

見られるようになった。 があるのではないかと冷静に受け止め、 るしか途はなかった。業者の間には、農協薬の進出をそれなりの理由があるとしても、 こうなると八方ふさがりで、もう打つ手はなかった。あとは配置業者個々の努力によってなんとか得意先を確保す 対策として丹念に得意先回りをして農協商法の弱点がないか探り出す動きが 旧来の富山売薬の商法に欠陥

らないという理由がない」ということであった。

ない」と消極的であった。また経済連側は、「農協の方でも講習会などが十分やれるので、

協議会へ加入しなければな

共に新事態に取組む積極性が求められ、新製品の開発や薬品の形態、包装などの研究また ⑷ 経営の能率化あるいは合 きを察知しようとしていなかった点が考えられ、次に ② 価格や販売条件等については製薬メーカーの支配下におかれ ざるを得ない面があり、 従来商法の問題としては、⑴ 自分の保有する懸場と ″越中売薬″ の信用に安住して、 製薬メーカーに企業努力が望まれる、ついでに ③ 製薬メーカーについて言えば、販売業者と 客のニーズや時代の動

理化が急務である

富山売薬は三百年つちかってきた先用後利の精神が今も生きており、薬を配置するだけでなく、利用者の便を考えて、 を目指す余り、利用者への心配りに欠ける面があるなどの諸点が指摘されている。これを富山売薬などと比較すると、 置貝は 一般に薬品知識に乏しく、十分説明せずにただ置いていくだけという人が多い、③ 農協の配置はノルマの消化

次に農協商法の弱点を見ると、①「売らんかな」の姿勢が強過ぎ、必要以上の品を持ち込む傾向がある、

(2)

農協の配

従来の家庭薬配置販売と農協の配置販売との比較

きである。

バックボーンとして、

いつ、

いかなる時でも、忘れず継承していくべ

事 項	※ 女の画 墨 服 士	mith or Element to
尹 坦	従来の配置販売	農協の配置販売
形態	一人帳主が多い。配置員が経営 者で少数の補助員を雇用する場 合もある。	帳主は農協。店舗販売と配置販 売を兼業、販売員は補助員。
資本力	零細。その上、製薬メーカーの 傘下に入っている場合が多く、 メーカーの管理に入らざるを得 ない。	巨大。資本力のある経済連、厚 生連のうしろ楯がある。その上 組合員である個々の農家を完全 掌握。
配置薬	出身県の関係製薬会社の製品に 限定される。品目も年々あまり 変化なく、品数も輸送の関係が あって製限され、少ない。	経済連は山形県の直営工場製品を主力としながら、不足分は全国のメーカーから購入。厚生連は大手メーカーから一括購入。品数も多い。
回商	・年1~2回、世間話をしながら入れ替え。"置き足し"を原則とする。 ・長年の信用を大切にし、利用家族の健康等を掌握しながらそれに合った薬を配置する。	・何回も訪問、時には婦人会や 農協の役員が来訪。入れ入る は箱とと、全く別の薬が入る こともも。 ・医薬品以外の生理衛生用品、 健康食品などもあり、欲しい 品物が即座に手に入る。

とである。ただし、伝統的な先用後利の売薬精神だけは、富山売薬ののような点が農協の配置に欠けていると言われる。そのためには、第一に経営の合理化、近代化を図ることで、資本力をつけるための協第一に経営の合理化、近代化を図ることで、資本力をつけるための協第一に経営の合理化、近代化を図ることで、資本力をつけるための協等することで、そのためには和漢薬の研究開発にも力を注ぐべきである。第三に、後継者の養成に力を注ぎ、新感覚の配置し比較対照するる。第三に、後継者の養成に力を注ぎ、新感覚の配置し比較対照するる。第三に、後継者の養成に力を注ぎ、新感覚の配置し比較対照するる。第三に、後継者の養成に力を注ぎ、新感覚の配置し比較対照するとである。ただし、伝統的な先用後利の売薬精神だけは、富山売薬ののような点が農協の配置に欠けていると言われる。

懇切ていねいに説明し、

細いところまで心配りをしたものであり、

九四〇

四、懸場帳の移動

おいて売買を行う。懸場帳の財産価値は、需要家に預託した商品 (在庫高) と、需要家に対する掛付け (売掛金) に加え、 産の売買人も兼ねている。 江戸時代からその売買はみられたが、明治以後、懸場帳の売買は、 (一九六五)で県下に二四人の仲人が県の許可を得て懸場帳売買のあっせんを行っている。これらのほとんどは、不動 家庭薬配置業者の生命ともいえる懸場帳も、 懸場帳の売買は、これら仲人が鑑定し、適当な取り引き価格を定め、売買両人の合意点に 廃業や転業あるいは規模縮小などによって、時には売りに出される。 仲介人の手を経由することになった。昭和四十年

今後継続して営業しうるものとしてのノレン代(営業権)の総体であると言える。 仲入は懸場帳売買に際し、価格決定の最大の基準を集金率に置いている。その他、 配置場所、

戸数、

密集度、

配置

値引き等の取引条件、またこのほか地域の経済事情も基準とする。

薬品の多寡、

カバーしており、それを評価すると一七○~一八○億円にのぼると推定されている。 昭和四十年富山県下業界では約八〇〇〇の懸場と、約一〇〇〇万前後の懸場戸数があると推定され、 全国を殆んど

ところで、昭和三十年の後半以降、この懸場をめぐる新しい動きが目立ってきた。

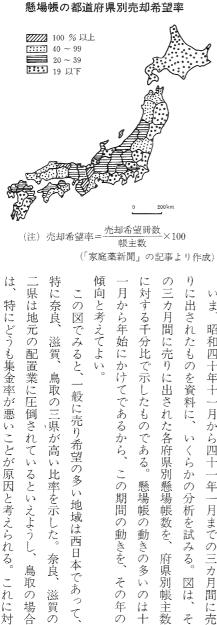
である。これには人手不足により、配置補助員が得にくいという事情もあるようである。 農協家庭薬の進出などが主要な原因であるが、効率の悪い懸場を不回りとし、売上げの大きい懸場を集中的に回るの その第一が、放置される懸場が多くなっているということである。全国の諸地方に過疎現象が進行したこと、

第一は、 「新懸け」や「重置き」が盛んになったということである。懸場が新規に開拓され、 あるいは追加拡張され

者くらいの重置きの例もみられた。 の重置きは前からあったが、 たところを新懸けとい 都市開発等で団地、 アパ 他 農協薬の進出や効率のよい地域 ートの増加もあり、 人の懸場に配置することを重置き (二重配置のこと)といっている。三十年代の後半に入っ 新懸けが盛んになったのである。重置きについては、二~三の業者 への業者同志の集中傾向が強まり、 極端な場合は一〇業

る懸場帳の売り希望を調べると、 懸場売買件数の増加である。 その件数が年々増加していることが知られる。 いま家庭薬新聞社発行 0 週刊 「家庭薬新聞」 によって、 その毎号掲載

(1)懸場帳売買の地域性



傾向と考えてよい。 りに出されたものを資料に、 に対する千分比で示したものである。 の三カ月間に売りに出された各府県別懸場帳数を、府県別帳主数 月から年始にかけてであるから、この期間の動きを、 この図でみると、一般に売り希望の多い地域は西日本であって、 いくらかの分析を試みる。 懸場帳の動きの多いのは十 その年の 図は、

昭和四十年十一月から四十一年一月までの三カ月間に売

九四

これに対

特にどうも集金率が悪いこどが原因と考えられる。

滋賀、鳥取の三県が高い比率を示した。奈良、

滋賀の

地を郡市別にみると、 して売り希望の少ない 郡部五七%、 0 は 北海道、 市部二八%、 東北の太平洋側 県庁所在地八%、 関東、 南九州および近県のものである。 六大都市七%となっている。 また、 懸場売り希望

買いの希望は一 るほど減少している。 次いで東北の日本海側の集金率の低いところに多くみられる。 は高く評価されてい これらの数字から懸場売買の 致せず、このことから懸場帳の価格に地域差がでてくるわけで、 る 友 買い希望は売りの少ない 動向を類推すると、 般に懸場帳の売り希望は、 都市部 さらに細かく地域別にみると、 表日本の関東、 東海、 西日本、 般に都市部 大都市に集中してい 特に山陰地方と四 郡部に多く、 関東、 東海、 る。 市部にな に多 近県も 売りと

が次の図である。 か売れない。 次に同じく「家庭薬新聞」 買い希望の多い大阪、 売り希望の多い秋田 の資料により、 愛知では、 滋賀では、 売りに出される懸場帳の規模と、 同規模のものでも売りに出されてい 五〇〇~一〇〇〇戸の中規模程度のものでも、 売りに出されている期間を表わしたの る期間がずっと短縮されているこ 期間 が長くなかな

/懸場 12月 2 3 , 2 A B C Ď Ε 秋 F G Η H Ι J K L 県 M N O P A B 滋 C D E 賀 F G H 県 I ABCDEF 大阪府 A B C D E 愛 知 F G 県 Н Ι K ____1,000戸以上 懸場帳規模

売却希望懸場帳の規模とその

売り出し期間

(「家庭薬新聞」の記事より作成)

ABC……は個々の事例

500 ~ 999 ----- 499以下

九四二

望の少ないところでは、小規模な帳面が出され、 とがわかる。 いるように思われる配置業者が、 地方においては、 概して、売り希望の多いところから大規模な帳面が出て、 大都市、 中都市へ集積し、それを外れたところでは減少傾向にあるといえる 実際には関東、 東海の表日本を指向し、 短期間で売れていくケースが多い。 それが長期間にわたって売れない 集積していることがわかる。 このように全国一様に分散して また、 売り希

会編『新しい富山県の地理』第一集収載)を参考に述べる。庭薬業の最近の動き」(一九六八)扇状地同人)を参考に述べる。 のような帳主からどこへ流れているかということである。 懸場帳の動きが激しかった富山市北部地域の事例研究報告である古川春夫の報告 しかし、このようなことを表わす資料がないので、 (野における配置家(古川春夫「富山平

懸場帳の県内帳主間の移動について述べる。つまり、

懸場帳の動きが活発であるが、どのような地

富山 戦前から農業との兼業で配置業を営む人が多かったが、 市の北部に位置する大広田、 浜黒崎、 針原の各校下は、 第二次世界大戦中に富山市中心部から多くの専業者が疎開 配置業の多い地域である。

不足に悩む帳主は、 鮮戦争以降、 和二十年代中ごろには、 初めからで、そのころは上市町からの買いが多く、 富山市北部工業地域が活況をみせ、多くの労働力を吸収したので、 層配置業の盛んな地域となった。 懸場を整理し、 これらの帳主に補助員二~三人が付いているというのが普通の規模であった。ところが、 余分な帳面を売りに出した。この地域で大量の手放しが行われたのは三十年代の 昭和四十二年現在、三校下合わせて二一〇人の帳主が住んでいる。 懸場帳は上市町へ大量に動い た。 補助員の確保が難しくなった。 帳主自体もかなりの数が減

率のよいところを中心に残して、

たといわれている。

その後、

圏となったため、この地域で補助員を求めることは、より一層不可能になった。その結果、

他を整理するか、

帳面の手放しをせざるを得なくなった。

自分の

帳

面のうち

の通

三十年代の後半に入って、交通の発達によりこの地域が完全に富山市の中心地

この傾向は専業者に多く

農業との兼業者は一般に帳面の規模が小さいために手放しは少ない。帳面の買い手は、

第七章

新湊市七美方面の農家であるという。 主として小杉町

岡山県の総社市の売薬業についても云えるようである。総社においても、富山の売薬行商

これと類似した例は、

的といわれるほどの成長を遂げた。この水島地区の重化学コンビナートの工業化の急速な進展に伴って、 が国高度経済成長期には、 似て、江戸時代から引き続いて、 岡山県の水島地区が新産業都市に指定され、 関西や中国地方を主として、比較的近距離の行商圏を回ってきた。 石油化学、鉄鋼業について、 それが戦後のわ わが国でも代表 周辺から強

昭和四十三年に、 水島に労働力が吸引されていること、そしてこのために売薬労働力の離脱現象が顕著に進行していることをあき 植村元覚が、この総社の売薬の受けた影響について現地調査に行った時、 総社地区から根こそぎ

力に雇用労働力が誘引されることになった。

しまっていた。総社売薬は、こうして全滅的な打撃をうけ、その消滅は時間の問題とされているのを見届けることに らかに知ることができた。水島まで十五キロも離れていないこの土地では、このために水島の通勤圏に組み込まれて

次に、昭和三十年代に入って、射水地域の農村部で配置業者の増加がいちじるしい。これは、 政府の高米価政策な

することになり、農業と兼業できるものとして、配置家庭薬業を選んだのである。 どにより農家経済にゆとりができ、 しかし、三十年代の後半になると農業と他産業の格差が拡がり、 利潤の一部を配置販売業に振り向け、 稲作一本の生活は苦しく、農業外収入を必要と 農閑期利用の行商をさかんにしたことによ

十二年現在で帳主八〇人という一集落としては県下一配置業の稠密なところである。しかし、大半の帳主が農業との なお、富山市北部地区と同時に調査した滑川市堀江の場合、懸場帳の動きはきわめて少なかった。 堀江地区は、 几

を請負耕作に出す者が増えている。農地を耕作するより行商に出た方が、より高い利益をあげることができるわけで 隣接する旧山加積地区一帯の農山村から、かろうじて補給することができた。堀江では三十年代の終りごろから農地 点では富山市北部地域と同様であり、地元での補助員の確保が困難になったという点も同様である。だが堀江の場合、 あるし、それを可能にしている条件として補助員の補給可能が考えられる。 兼業であるところが、富山市北部地域と異っている。もっとも、交通の発達により富山市への通勤圏になったという

いく。すなわち、懸場帳は専業者の多い呉東の都市部とその周辺から売りに出されて、呉西の農村部で買い取られて れた懸場帳は、 . る。そして、全体として一人帳主が増加していったといえる! このように、 補助員の不足が帳主の行商可能圏をせばめ、懸場帳の手放しの大きな起因となっている。売りに出さ 水田単作地帯の兼業として、配置業の伸びてきた小杉町、 大門町、新湊市周辺の農家に買い取られて

五、富山県薬業の新動向

ア 製薬会社と帳主の規制関係

混乱による物資不足などによるもので、売薬行商の形態そのものについては、戦前戦後を通じて構造的な変化は見ら 終戦を契機として家庭薬配置業は大きく変わった。しかし、その変化は主として法的、 制度的なもの、及び戦後の

ると産業の構造的変化をもたらした。その中で医薬品製造業及び配置販売業も高度成長の影響を強く受け、 ところが昭和三十年代に入って日本経済が活況を呈し、とりわけ三十五年以降のいわゆる高度成長の時期を経過す 様々な変

九四五

化が生じたのであった。

のように変化しただろうか。このような課題をもって研究された論文がある。それは、前記の古川春夫の研究である。 昭和四十年の県統計によれば、帳主が五八三三人、帳主の雇い入れている売子、または連人といわれる補助員が三 富山平野において連綿と続いてきた家庭薬配置業が高度成長下、外的にどのような影響を受け、それに対処してど

製薬工場の分布と配置販売業者の分布 (昭和40年7月) 20 k

> ない一つの理由である。 町などの配置業者が、東日本へ出向いた結果と考えられ 配置員の増加してきた滑川市、 後東日本に偏りをみせたのは、 畿に配置業者が多数出向いていたといわれる。 業者の府県別分布は、東北、 三四〇人いる。両者合わせて九一七三人が、配置業者と ては、その数がぐんと減少する。 本が多い。これに対して、近畿、 内の製薬工場で製造された薬品をもって配置する。 してほとんど全国をくまなく歩いている。彼等は富山県 また西日本における奈良売薬の勢力の増大も見逃せ 北海道、 水橋町(現在 富山市)、 富山県内で、 戦前は中部 中国から北九州にかけ 関東といった東日 戦後急激に それ 関東、 が 近 戦

由であるが、 配置業者が、 製薬会社に対する大なり小なりの出資者は どの製薬会社から薬品を購入するかは自 続しうる理由がある。

表で示すように、

県内一八〇工場の中、

一一一工場が、

従業員数の階層区分別の企業数

従	業員数	5 人未満	6~10	$11 \sim 15$	16~20	21~30	$31 \sim 40$	41~50	51~100	101以上	計
企	業数	42	45	24	17	18	12	4	7	11	180

生産全類別企業数(生産金額は月額)

では、

/25_,114_		× (==/==3	E IIX 10. 7 T IIX					
生産金額	99万円未満	100~199	200~299	300~499	500~999	1000~1999	2000以上	計
企業数	106	22	16	13	10	6	7	180

る。

広貫堂家庭薬協同組合、

を基盤にした組合をもち、

大半が実は彼等販売業者であり、

従って、

配置業者の県内分布が分散化する傾向にあるので、これに対応して、製造工場側が配置業者

0)

当然購入先は、

自己の出資先と一致する。

出資で製薬会社を創り、そこの製品を配置販売するというのが基本的な型である。

したが 自分達

て販売業者の多い地域に製薬工場が多く分布しており、また零細規模のものが多い。最近、

共同組合組織により団結しているが、その薬品購買や信用業務において、大メーカーは自ら 地域に支店や出張所を設けて、薬の仕入れに便宜をはかっている。個々の配置業者は、

組合員の仕入れをここでおこなわせることにしている。たとえば、

共栄製薬協同組合などはこれにあた

第一薬品工業家庭薬協同組合、

富山県内には一八○の製薬工場があって、 常雇傭者約五〇〇〇人、臨時工約四五〇〇人を

かかえている。現場で就労している労働者の七〇%余は女子労働者で占められ、

特に臨時

農閑期の農村女子労働力使用が目立ち、他の産業とは異なった性格をみせている。

薬工場は、帳主たちの比較的小さな出資による零細な工場であって、農村の季節による剰余

労働力を低賃金で吸収して、経営の合理化をはかっている。中央メーカーのマスプロによる

者が確実に消化し、敢えて規模拡大による見込み生産に切り換えないところに零細工場の存 コストダウンとは本質的に異なるのである。自分たちの工場で生産した薬品を、

配置販売業

従業員一五人未満の零細企業であ

農村の潜在余剰労

全国の薬業関係一製造所の製造月額平均が、約一七〇〇万円であるのに、富山県の場合は、一七〇工場ま

でがその平均を下まわっていることなどは、 この辺の事情を如実に物語っているものである

をまわるだけであるから、 る規模は、 が、仕入金三五%、 者は兼業可能な範囲で懸場帳を所有している。 東の都市部であった。 働力を補助員として雇傭する専業者が多数を占めていた。そして、彼等が集積しているのは、 配置業者は、 年二○○日行商に従事できるだけの懸場帳が必要とされている。農業との兼業の場合は、 帳主とそれに雇われている補助員に大別される。 旅費、 しかし、 当然懸場帳の規模は縮小される。 宿泊費が三〇%、 最近は、農業との兼業者が増加している。専業者は得意先を多くもっているし、兼業 補助員賃金一五%が主なものであるといわれている。 配置業者の経営を仕訳けすると、 戦前、 帳主は都市に多く居住し、 距離や都市・農村によって差はある 富山市を中心とする呉 個人専業で成立す 農閑期に得意先

購入し、帳主に変わるケースが多いし、 なり重要な地位にある産業である 山県内の配置家庭薬業は、 合賃金制であったが、現在はほとんど月給制に切り換えられている。いずれにせよ、彼等は資本を蓄積して懸場帳を 補助員も専業者と兼業者があり、 年間総売上高約一五〇億円と称されている。 製薬関係に約九四○○人、配置員に約九○○○人が従事していて、県就業人口の四%を占 兼業者には、 仕事の内容からして、男子労働者が圧倒的に多いのも一つの特色である。 経済統計の上では、大きな数字ではなくなったが、県にとってはか 戦前からの傾向と同じく農業従事者が多い。 かつて、 兼業者は

(1)薬業学校卒業者の他業種への流出

最近の産業界での若年労働力の不足、 特に中学校卒の労働力不足は、 配置家庭薬業界においても顕著である。 柳行

九四九

好まれない。新規学卒を如何に確保するかが配置業界の将来を決定するものともいえる。 日の生活に楽しみを見い出そうとする現代の若者には、休日や勤務時間に不定期があると、 李の薬の容器は皮製のモダンなものに変り、クルマで旅先に出かけるようになったが、

ラリーマンの方に流れて了うのが多い。こうして薬業コース、薬業科を卒業した者の大半 高校に薬業科を併設したりして、その確保に努力してきた。しかし、何日も自分の家を離 戦後、業界が積極的に動いて、配置業者の多い地域の中学校に薬業コースを設定したり 業界と無縁なものになってしまうのである。 忍耐強く努力を続けなければ成功がおぼつかないという先入観があり、むしろ通勤サ

目立つのである。このような若年労働力の不足、 の年齢構成にも、はっきり認められる。業界が要求する若年層とは程遠い年齢層の受講 このように不足する若年労働力は、昭和三九年から始められた県立薬業講習所の受講 懸場帳の縮小、手放しの現象を生み出す一つの原因ともなっている。 補給困難はそのまま、 従業者の高年齢化

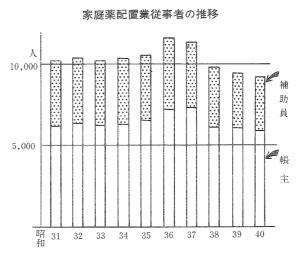
の 旅先移住への芽生え

従業者の高年齢化とともに、 従業者数の減少も目立つことである。これには帳主が、 廃

配置業者が一様に口にすることであるが、「富山県で住民登録すれば、配置業の実態をよく知っている税務署が高 業の止むなきに至ったことも考えられる。しかし、減少の最も大きな原因としては、従業者の県外移住が考えられる。 他県で申告すれば、 帳面の内容を十分に理解できないから、 課税も少なくて済む。特に大都市ほどその傾

薬業講習所普通課程修了者数

		20才以下	21~30	31~40	41~50	51~60	61以上	合計
昭	人数	22	33	20	14	19	8	116
39	%	18.9	28.4	17.2	12.1	16.4	6.9	
昭	人数	55	39	25	21	11	3	154
40	%	35.7	25.3	16.2	13.6	7.1	1.9	



移住の一つの要因であることは否定できない。 もちろん、 税金が移住のすべてを決めているとは考えられないが、

向が強い……。」このことは、専業者の心情を適確に表現している。

てみれば、高い月給と、 をあげることができ、補助員を高い月給で雇傭できる。 ともに多い。集金能率もよく、 い地域である。 薬の盛んな富山市四方、 移住の実数は把握し難いが、 大都市および大都市周辺は、 都会という魅力にひかれる。 旧富山市内、 売上げも多いから、 移住者の多いのは、 滑川市等で、 薬品の需要も、 業者は高い利益 特に専業者の多 V3 補助員不足と わゆる東京売 補助員にし 消費も

くあがり、その他に万事好都合である。その結果、仕入れ時だけ富 先に移住して、そこで補助員を雇い入れて行商させた方が経費も安 たのでは、経費が莫大なものになり、利益が減少する。そこで行商 かし、

帳主にとって、多数の補助員を抱え、

毎日旅館に宿泊してい

は言っても、

大都市での帳主は恵まれた条件があるわけである。

昭和三十八年ごろから、 一人帳主の場合も、 配置業者の実数が急激な減少をするが、これには以上のような理 家族と共に、 旅先に定住すれば、 安らかに家庭生活を営みながら

経営ができることになる。 容して配置業を営む者もある。 山へ来る県外移住者が増えていくのである。

中には、

行商先にアパートを建設して、

そこに一〇〇人余の補助員を収

製薬会社の本社移転

(I)

事務所をもって窓口とすることが有利である。ここ数年で、県内一八○の製薬企業の中二八工場が、本社を東京、 から要求される。薬事法では、 製薬企業の東京集中現象も現われている。 新薬品の製造販売には厚生省の認可が必要である。次々と新薬の登場する今日、 日新月歩の薬品業界で、新時代にマッチした新薬品の配置が、 消費者側 大

名古屋に移転している。

社東京」と印刷して配置するわけであるが、 多い日本橋に集中していることも、上記の事情からうなずけることである。二八の本社移転は、 ての本社移転であって、工場は従来通り富山県内で操業しているのである。本社を東京に移転した結果、包装袋に「本 央区 八、千代田区 四、練馬区 三、目黒区、品川区、世田谷区、豊島区各々二となっている。移転の場合、 二八社の移転企業の内訳は、東京二三社、大阪四社、名古屋一社である。東京二三社の移転先を区別にみると、 薬の内容は変わらないのに、東京というだけで、 いかにも近代的な薬品 あくまでも窓口とし 薬種商(

六、薬業団体の動向

であると評価される面がある。

ア 全国配置家庭薬協議会の活動

意見の具申などの窓口として重要な役割を担っている。また、配置各県における取締り上の問題や婦人会・農協など 問題に取り組んできた。とくに、厚生省薬務局及び各都道府県薬務課など薬事行政当局との連絡調整や業界の要望 配置家庭薬業の全国組織である全国配置家庭薬協議会(全配協)は、 昭和二十二年 (一九四七) 五月設置以来、

第二節

経済の高度成長と富山県薬業

による配置の問題、 第七章 配置県相互の問題など、 配置業をめぐる全国レベルの問題がすべて持ち込まれ、 それらへの対処

方が協議された。

昭和三十年代は、農協家庭薬の進出の問題や薬事法改正の問題など、配置業をめぐる厳しい情勢を反映して多くの

難問があった。それらにどのように取り組んでいったか、その流れを記す。

これは農協薬が従来の配置薬より二割方安いとか、従来の業者も値引き販売を行ったりして、ともすれば乱れ勝ちで、 昭和三十三年六月、佐賀県嬉野温泉で総会が開催されたが、その席上家庭薬の末端価格の統一が申し合わせられた。

それが消費者の信用を失墜する恐れがあるとして取り上げられたのであった。

われた。これも価格問題と同様、 三十四年八月、富山県宇奈月温泉で開催された大会では、家庭薬の規格及び品質に関する試験法について協議が行 規格や品質については各製薬メーカーによりマチマチで、消費者に不審を抱かせる

ことが多かったからである

つづいて昭和三十五年一月、全配協の代表会議が東京で行われ、薬事法改正に伴う要求を三項目にまとめ、 さらに、同年十二月には薬事法の改正に関して、「配置販売業の定義の法文化」を求める請願を関係各方面へ行った。

昭和三十六年八月、各都道府県にある出先県別協議会の連合体である全国出先協議会の代表者会議が石川県で行わ

臣に手渡した。

議会が全配協へ加盟することを決めた。 れた。席上、出先協議会と全国配置家庭薬協議会が連絡を緊密にする必要があることが論議され、 その結果 出先協 出

先協議会が参加することになったため新たに会則を制定した。 同年十月、 全配協の臨時総会が岡山県で開催され、 初めて出先協議会ブロック代表が参加した。この総会では、

昭和三十九年七月、全配協役員会が開かれ、農協配置阻止運動に関する件を協議し、このための陳情を続けること

を決めた

昭和四十一年一月、全配協連絡会懇談会が富山市の県民会館で開催され、百三十人が参加した。席上、 協議会の強

化、製薬企業の合理化対策などで論議がかわされた。

とが決まった。 同年二月、全配協正副会長が東京で、南ベトナム向援助物資について協議し、広貫堂がその五五%を引き受けるこ

に短縮し、高校薬業科卒業者についても短縮することを陳情した。

同年七月、全配協の事務局代表者が厚生省薬務課を訪ね、

配置員の資格付与条件に関し従来の経験年数五年を三年

同年十一月、全配協役員が東京で協業化推進について厚生省当局者と懇談した。

昭和四十二年二月、 全配協正副会長会が近代化促進法などについて協議した。

(イ) 富山県内の商業組合の結成

売業にかかわるものの団体であり、他の一つは医薬品小売業にかかわるものである。以下、その成立事情を中心に記 昭和三十八年(一九六三)には、富山県薬業連合会の傘下に二つの商業組合が結成された。その一つは家庭薬配置販

富山県配置家庭薬商業組合

第二節

経済の高度成長と富山県薬業

す。

この組合の設立趣旨は、これまで出先県の協議会や全国配置家庭薬協議会、その他でいつも問題となっていた、 昭和三十七年の初めごろより、 県薬業連合会において、配置家庭薬業の商業組合結成のことが話題になっていた。

九五三

品目や数量、価格などの自己規制を図るなどして、配置販売業の改善発展に資するというものであった。準備段階で

年に入ってようやく調整ができた。 は、支部の構成に関して各地区にある協同組合との関係をどうするかなどという問題もあって、紛糾したが、三十八

昭和三十八年五月一日、県薬事研究所講堂において創立総会を開き発足した。この商業組合の目的及び事業につい

富山県配置家庭薬商業組合定款

て、定款より引用することにする。

第一章 総 則

[目的]

第一条 本組合は医薬品配置販売業の改善発達を図るための必要な事業を行いこれらの者の経営の安定及び合理 化を図ることを目的とする。 (中略)

第二章 事 業

もこと、「私子よう」との目的に置えていること、この手

- (1) 医薬品配置販売業に関する指導及び教育第七条 本組合は第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (3) 医薬品配置販売に関する調査研究

医薬品配置販売業に関する情報または資料の収集及び提供

(2)

- 4 安定事業に関する次に掲げる制限
- イ 組合員の販売する医薬品の種類に関する制限

組合員の販売する医薬品の販売数量に関する制限

- 組合員の販売する医薬品の販売方法に関する制限
- 組合員の販売する医薬品の販売価格に関する制限
- ホ 前各号に掲げる制限に付帯する事業
- (5)合理化事業に関する次に掲げる制限 組合員の販売する医薬品の種類に関する制限

1

- 口 組合員の販売する医薬品の販売方法に関する制限
- 前各号に掲げる制限に付帯する事業

(以下略)

議委員の審議に基づいて制裁を課すことが定められている。 これらの事業の細目については、 別途に規約を作って運営された。また、 定款や規約に対し違反した者には制裁審

なお、 創立時の役員は次のとおりであった。

村杉逸郎 (以下略)

▽理事長

塩井幸次郎

▽副理事長

石黒七三、今村政雄

▽専務理事 常田政信 ▽常務理事

(『資料集成』一四六八頁)

放生繁雄

富山県医薬品小売商業組合

昭和三十八年六月二十七日、富山市薬事研究所において創立総会が開かれ、 同日、 定款などが決定されて発足した。

この組合の設立の目的は、医薬品販売業者の経営安定および合理化を図ることを意図するもので、そのための事業 第二節 経済の高度成長と富山県薬業

九五五

を行うことになった。

主な事業として挙げているものは左の通りである。

- 調 整 事 業
- 1 購買方法の制限

取引先の登録および取引先の制限

2

価格の表示 販売方法の制限

正札販売 不当廉売の禁止

訪問販売等の禁止

景品付販売等の禁止 宣伝の制限

営業日

数並びに営業時間の制限

- 3 監查事業
- 組合交涉
- 1 製造業者に対する交渉
- 2 卸業者に対する交渉
- 3 事業所、購買会等その他関係先に対する交渉

医薬品販売に関する指導及び教育に関する事業、

講演会、

講習会の開催

(四) 情報、 資料の収集

 (\equiv)

- 調査研究に関する事業
- (六) (E) 資金計画事業

永野治一、

鷹

創立時の役員は次の通りであった。

▽理事長 平野新一、桜井健勝 孝則 ▽副理事長 (以下略 棚田喜作、 睦 Æ 山本敬一、臼田正男、石坂九平、園 常信、

ウ 協同組合の活動とその悩み

ることになる

般的には、 家庭薬配置販売業者が組織する団体は、 地元の団体と出先の団体の二種類に入る。出先県が幾県にもまたがっている場合は、それぞれに加入す 幾種類もあり、一人の業者がいくつもの団体に所属するという場合が多い。

的な目的にあって、加入しなければならないとされた。 中小企業協同組合法の制定と同時に各地で設立された。この種の組合は、配置員の身分証明をしてもらうという現実 しているのは、それぞれの業者に関係の深いメーカーに集まる業者で組織した協同組合である。これは昭和二十四年 ところが地元の場合、幾種類かの団体が重なり合っていて問題となることが多かった。最も多くの配置業者が加入

って組織の強弱に違いがある。 その次に多いのは、居住地の配置業者による地域薬業会である。これは、その地域の業者の粗密、 はじめから協同組合としてスタートとしている。 水橋、 、滑川、 四方、上市、その他の地区のように組合員数も多く、 しかし、業者がまばらな地域や結束の弱い地域では、 活動も活発な地域 団結の状況によ 親睦を

第二節 経済の高度成長と富山県薬業

中心とする地域薬業会を組織している。

家庭薬協同組合成立事情」と題して、「家庭薬新聞」が次のようなルポ記事を載せている。 活動も不活発で、むしろ地域の薬業会の方が活発である場合もある。このあたりの事情について、「和合町四方地 メーカーの傘下に組織されたものが最も結束力があり、活動も実質的であるが、小さなメーカーの傘下の組合の場合、 このほか、昭和三十八年に設立された富山県配置家庭薬商業組合の支部もあって複雑な構成になっている。一般に、

ないかと見られているのは皮肉である。だが、予算不足では何もできない、小協組ではどうにもならないのが現 成り立たないということであった。これはとくにメーカー単位にできた協組であるだけに、 たしかに協組事業において身分証票の取扱いをのぞいては、どうしても必要にせまられる事業ではないようであ て、第一薬工の帳主、新々薬品、たから製薬の帳主と三協組に分かれたことは止むを得なかったとも考えられる。 いことも原因になっているのであろう。そうかといって四方地区全体の協組組織から分立した当時の実情から見 て独立採算の事業がないということと、組合員があまりにも少人数のためと、四方地区の条件から考えて事業が 和合町四方地区の二協組、 しかし、差当って協組には、その必要にせまられない事業が、今日業界から見て必要欠くべからざる事業で 新々家庭薬共同組合、宝昌家庭薬協同組合を訪ねて感じたことは、 組合員の自主性が薄 一様に協組とし

県配置家庭薬協同組合の一六支部が県下の配置業者を網羅し、それぞれの支部が活動を強めていった。 このような悩みを解消すべく、 次第に県の薬業連合会が指導力を強めていった。 また、連合会の傘下に入った富山

況で、これはなんといっても業界今後の大きな課題に違いない。

(「家庭薬新聞

| 昭和33年7月24日

、薬 業 教 育

⑦ 配置員の指導から養成へ

若者にとって魅力の乏しい職業になってしまった。ついには、今まで行商していた補助員が転職して会社員になると が得にくくなった。さらに農協薬の出現や大手メーカーによる家庭薬の宣伝合戦が続くと、行商がやりにくくなり 人が得やすい時代であった。ところが、三十年代に入って所得倍増政策が実施され、産業界が活況を見せだすと、人 昭和二十年代においては、朝鮮戦争以後、経済は復興したとはいうもののまだ失業率も高く、配置業にとってはまだ 昭和二十年代から三十年代を経て四十年代にいたる、いわゆる経済の高度成長下の配置員の就業動向は激変した。 果ては帳主までが帳面を売って転業するというケースがでてきた。

中から知事が委嘱する。その数は、 出した。同要綱によれば、連絡指導員は富山県下に住所を持つ配置販売業者で、県薬業連合会長が推せんしたものの 和二十八年(一九五三) 五月、県が家庭薬配置連絡指導員設置要綱を制定し、連絡指導員を置いて取締り、 較的多かったので、各種各様のくすりが出回り、中には不正薬も多かったし、販売価格も乱れていた。このため、昭 この時期の配置員教育は、このような就業動向に対応した形で推移した。すなわち、昭和二十年代には、 むしろ配置員の取締りとか、指導という姿勢で厳しい対応がなされた。もっともこの時期は、 一五〇人以内とし、出先の都道府県別に決定する。任期は二カ年とするとしてい 薬の需要も比 教育とい

連絡指導員の業務として、①出先都道府県における本県家庭薬配置員の指導監督、②情報の蒐集及び家庭薬振興に

る。

第二節 経済の高度成長と富山県薬業

関する意見の具申、となっている。

また、 業務の実施については、 具体的に左記の三項目を指示している。

連絡指導員は担当業務をつぎにより実施するものとする。

出先都道府県における家庭薬配置員の指導監督教養に努めると共に、悪質者については薬業連合会長を経由

1

- 出先都道府県における諸般の情報を蒐集し、連合会を経由し県へ報告すること。
- その他第一線における本県家庭薬の振興に関し、連合会または県へ適切な意見を具申すること。

このほか、連絡指導員が一般配置員に指導したり、出先協議会と協議したとき、薬業連合会を通じて県へ報告を行

うことになっていた。また、年二回以上、県との連絡会を行うことになっていた。

このように、この連絡指導員制は取締り的な要素が強く出ているものであった。

二年の修正四カ年計画では一歩進めて「産学共同体制の樹立」、さらに三十六年の県勢総合計画(第二次)でいわゆる「七・ 校教育においては、昭和二十七年に策定された富山県総合開発計画(第一次)における「産業教育の重視」から、三十 これに対し、配置員の不足が問題になり出した三十年代以降は、薬業後継者の養成に力を入れるようになった。学

三体制」が目指された。この流れの中で薬業教育も取り上げられ、高等学校における薬業各科の整備や中学校におけ る薬業教育が推進された。

界最大手の広貫堂では、 また、業界内部でも後継者の育成の重要性に目を向けはじめ、薬業講習会をひんぱんに設けるなどした。そして業 昭和三十年四月、 広貫堂薬学院を創設し、人材の育成に努めた。

さらに、昭和三十八年十月、県は薬業講習所をつくり、後継者の育成に本腰を入れることになった。

(1)広貫堂薬学院の設置

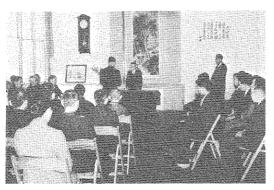
配置販売員の養成については、これまで富山県薬業連合会が短期薬業講習(一〇~一五日間)を実施し、 修了者には一

定の試験を実施した上で身分証票を交付していた。

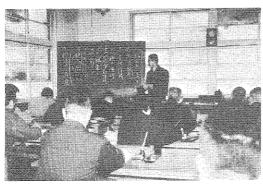
薬業講習所が設立されたため、広貫堂薬学院も薬業連合会の短期講習も中止となった。 昭和三十年 (一九五五) 四月、 第一 回修了生を出してから三十八年まで三十四回、 広貫堂が独自の構想のもとに、 五五七名の配置員を送り出した。 私設の広貫堂薬学院をつくり、 しかし三十八年富山県立 配置員の養成に乗り出



広貫堂薬学院の前景



御製を背景に厳粛な広貫堂薬学院入学式



広貫堂薬学院教室

広貫堂薬学院の教育科目、講師及び時間数

(第9期生、昭和33年2月卒の場合)

教養社会	配置員としての一般的 教養常識	本 社 役 員 県 薬 務 課	時間	計
	最近の医薬品	田 島	1	
	薬の作用と用量	高 桑	2	
	処方の構成	関 野	2	
	原料及資材	川 筋	2	
	胃腸薬	清 水	6	
薬品学	解熱、鎮痛、鎮咳剤	佐 伯	6	49
采加于	駆 虫 薬	松 倉	6	49
	五 疳 薬	半 田	5	
	婦人薬、避妊薬	関 野	5	
	滋養、強壮、栄養剤	寺 岡	3	
	気付清涼、動脈硬化	石 割	5	
	外用薬、動物用医薬品	松井清	6	
薬事法規	薬 事 法	平 井	6	10
条争広况	薬 局 方	高 沢	4	10
	人体の知識	関 谷	9	
生理衛生	一般医事、救急法	宮 浦	3	14
	伝染病、小児の伝染病	佐 野	2	
化学常識	基礎知識、農薬其他	松井昌	8	8
販売実務	配置員の実務心得	本社帳主	6	6
簿 記	帳 簿 記 載	守 山	5	5
珠 算	加、減、乗、除	橋 本	5	5
税 務	税法の知識、青色申告	富山税務署	4	4
科外	広貫堂製剤説明会 見学、映写会、テスト		8	
	総 時 間		109	

広貫堂薬学院

て知ることができる。 ろうか。そのことについて、同学院が開学前に作成した「薬学院案内」によっ この薬学院案内と同時に「広貫堂薬学院学則」が作成された。この中で科目 広貫堂薬学院を中心に配置員養成の実態について述べる。 同薬学院がなぜ設置され、どのような内容の教育を施したものなのだ

及び授業時間として、それぞれ科目の総時間数が定められている。

其他	簿	生	薬	販	薬	薬	
他(数	記		事		種		科
(教養、	珠	理	関	売			
社	算、	衛	係	実	商	묘	
会常識	税	140	法		必		目
識)	務	生	規	習	携	学	
"	"					64	
"	"	"	"	"	"	約一	総
_	0	10	五	10	0	五〇	時
〇時	時	時	時	時	時	時	数
間	間	間	間	間	間	間	-

九
六
_

第

14.	貝王宋-	3-17G 1/3) 1 <u>=</u>	女人	(1107	和30~38年)
期	年	月	生	徒	数	生徒数累計
1	昭和304	年5月			12	
2	30	8			28	40
3	31	2			22	62
4	31	5			28	90
5	31	8			17	107
6	32	2			18	125
7	32	5			36	161
8	32	8			18	179
9	33	2			13	192
10	33	4			25	217
11	33	7			24	241
12	33	11			13	254
13	34	2			22	276
14	34	5			26	302
15	34	7			19	321
16	34	11			12	333
17	35	2			12	345
18	35	4			24	369
19	35	7			10	379
20	35	11			8	387
21	36	2			22	409
22	36	4	(聴:	講生	21 5	430
23	36	6			5	435
24	36	7			2	437
25	36	9			8	445
26	36	11			12	457
27	37	1	(聴:	講生	16 13)	473
28	37	3	(聴言	冓生	13 5)	486
29	37	5			2	488
30	37	7			15	503
31	37	8			19	522
32	38	2	(聴言	冓生	15 9)	537
33	38	4			16	553
34	38	7			4	557

もとに、しっかりと知識・技能を身につけさせようと意図したものであった。それのみならず、人格の陶冶にも力点

冒頭、「教育の方針」にうたってあるように、従来の配置員養成の期間が短く薬事知識等が十分でなかったとの認識

これらをみると、当時の広貫堂が配置員教育に非常な熱意と努力を払っていたことがわかる。つまり、学院案内の

に不合格のものは教育の課程を再修しなければならない。」とある。そして、授業料の項には、「授業料は徴収しない」

教育課程が終了したかどうかは「学業成績その他の資料を考査して定める」「前条の考査

「生徒の実習、実験等に要する費用は徴収しない」となっている。

一日の授業時数は五時間、

を置き、「真に模範的な優良配置員の養成」を目指した。その表われとして、講師陣に社長、専務、常務、

支配人など

最高幹部が名をつらねたほか、他の講師も教員免許の有資格者を中心にそろえるなど、その意気込みは大変なもので

塩谷京ナ

|: 本 学院の教学

いうケースも多かった。

三回開講していたものを三十三年からは年四回、三十六年には隔月の年六回に 薬業科を卒業したものや薬業連合会の短期講習を受講した者が再び入学すると 増やして対応した。教育内容が充実していたため、旧制の中学校や新制高校の は広瀬重造社長が自ら就任した。開学後、受講者は年々増え、三十二年まで年 このようにして昭和三十年四月八日、第一期生を迎えて開学した。学院長に

業連合会の講習は、一〇~一五日間の短期間ではあったが、経験のある者を対 院を修了しても一定期間経験のない者には免許は与えられなかった。一方、薬 象とする場合が多かったので、試験に合格すれば、すぐ資格が取得できた。こ しても即、配置員資格が与えられないという制度的な問題であった。つまり学 ところがこの学院にも多くの悩みがあった。その最大のものは、学院を修了

点であった。また、県が行う認定試験も薬学院で行うことができず、普通薬連ビルで薬連の講習会を受講した者と合 同で受けることになっていた。 のように、広貫堂薬学院の場合、薬業連合会の講習より長期で充実しながら資格取得に結びつかないということが弱

また、時期によっては応募者が少なくて、労多くして功少い時もあり、学院内部でも教育期間の問題を中心として何 なかった。このため、会社内の一部や関係帳主から薬学院の教育期間を短縮してはどうか、という意見も出てきた。 この状況を打開するため、薬学院及び広貫堂、薬学院同窓会などが何度も県へ陳情したりしたが、容易に実を結ば

度も論議がたたかわされた。次に掲げる文は、昭和三十二年三月、会社が薬学院の教職員会に対して、「教育期間の短 縮について」諮問したのに対する教職員会の回答全文である。やや長くて煩瑣ではあるが、配置員養成の在り方に関 して核心を突いているので、引用する

広貫堂薬学院教育期間について

存在価値を高く評価され、殊にその懇切なる指導方針と教科内容については、広く好評を受け、日と共に更に理 優良配置員養成の目的をもって、広貫堂薬学院が設立されて、こゝに満二年を迎え、ようやく業界にも、その

解と認識を深めつゝありますことは、まことに慶びに堪えません。 さて、先般、教育期間の短縮について御諮問がありましたので、教職員会において再三検討致しました結果に

ついて、御報告申し上げます。

- 教育期間を短縮 (薬連と同程度) した場合の利害得失
- の配置員試験においても、毎回数名の不合格者がでるものと思われ、薬学院の面目はなく、 生徒の実力が極度に低下し、 期間を短縮すると、従来のように懇切に且つ詳細に指導する余裕は全くない。従ってその力が低下し、 薬学院(広貫堂)の面目を失墜する惧れが多分にある。
- 教育内容が片寄ったものになり、徳義の向上などは望めない。

薬学院の存在価値が薄らいでくる。また本社製剤の説明等は時間的余裕が殆んどない。

第二節 期間が短縮されることにより、重点的に薬品学が大部を占め、他の必要科目(珠算・簿記・生理衛生・薬事法・ 経済の高度成長と富山県薬業

身者としての誇を持っており、この事が卒業生と広貫堂とを一生結びつける強固な紐帯となりつ、ある。 日、その面の教養・社会常識等、精神的な指導はおぼつかない。現在の卒業生は、 実務其の他) は僅少となり、おろそかになる。また配置員の素質の向上や、道義の昻揚が強く望まれている今 長期講習による本学院出

現在、ようやく関係者の内外を問はず、本学院の質的内容の適切さと、真面目さが認識されてきたのであ

(三)

真剣に勉強したいと望んで入学する生徒の期待に反する。

|他方、学院入学者は、充分これを自覚し、且つゆっくり勉強したいと望んで入学してくるものであり。

薬学院へ毎期入学者があることや、また講習会アンケートにより、よく実証されている。 これら大部分の生徒の期待を裏切ることになり、反って逆宣伝に利用されることにもなる。薬連受講者で当

自分の将来の生業としての大切なる勉強であり、よい機会であり、また、施設であるから、 出来得るかぎ

(四)

一部帳主より更に徹底した教育をしてほしいと、強く望まれている。

り充分教育指導してほしいと、帳主から要望を聞いている。また、比較的学識程度の低い全く未経験者のこ

てい考えられないものがある。 の種教育が、僅か十~十五日の講習で一人前の配置員としての教育が出来るとは、 責任ある立場では、

(H) (薬連受講者は殆んどが経験者であり、身分証票取得が目的の形式的な講習ともいえる) 当薬学院の存在の意義と価値について

業界の指導的立場にある本社が、内容的にも優位であってこそ、 現在の薬連教育と同程度のものであれば、当薬学院において同じことをやる必要はないのではなかろうか。 広貫堂薬学院としての存在意義と価値があ

また、現在それらがようやく認識されてきたと思われる。

(六) 諸経費の増加と業務の加重

教育期間が短縮され、 その回数が増えれば諸経費がかさむ。(一期間約一万五千円~二万円)またこれが関係各

其 入学者数の問題について 他

(七)

講師

(総て兼務者)

の時間的業務負担が更に加重される。

り、更に一般に広告、案内の方法により、多少の増減があることは止むを得ないと思われます。然し、 本学院修了生に、配置員資格が与えられないところに実質的な弱点がある。また、時期的にも変動があ

2 了生も既に百数十名をかぞえ、当薬学院の内容がおいおい関係業者に徹底し宣伝されてゆくならば、 については必ずや明るい見透しが考えられる。 短期受講を希望する面については、聴講制度もあり、 自由に何日間でも勉強出来るのであり、しかも、 今後

数回聴講されることにより、修了証も発行している。

県

3 4 薬連を受講することがよいと思われる。 卒業生の質的団結は、必ず将来本社に大きな寄与を致す事を信じて疑わない。現に、 短期講習は、 旅先行商を急ぐ一部帳主の便をはかることのみが利点と思われ、 且つか、る配置員は、 その兆候が現われ

部外関係者の声 つゝある。短期講習では、このような零囲気は生れず、この卒業生の団結は、望むべくもない。 広貫堂薬学院の線まで引上げたい

薬連講習会も、 薬連関係者また県薬務課担当技師 (講習会講師)等、 個人的な意見としては、 やはり現在の日数では無理な

九六七

第二節

経済の高度成長と富山県薬業

はほしいと思われる、 ところがあり、 不充分である。 と。 時間内でやってはおるが、もう少し内容のあるものにするときは、 カ月位

また受講者の意見を聞いても、 薬連講習ではあまり期待していないと。只、身分証票が目的である。

薬連では毎回自ら行う試験に不合格者が続出している。

(我々薬学院関係者としては、薬業教育振興会としてのこのような在り方に対しては、

大いに反省検討すべきものがあると思

三 教職員会結論

われる

概要、

三日位)が妥当で、

之を短縮することは、

学

以上を綜合判断 L 教職員会としては、 広貫堂薬学院の教育期間は最低約 カ月(休日を除く実日数約二

社の為に、とらざるところと思考いたしま わしめるものであり、 院創立の主旨にもどり、その存在意義を失 業界の指導者たる本

確認し合って期間短縮をすることなく続けて このような議論を経ながらも、 そのためか、 各帳主が期毎に競って雇用の斡旋方 業界における修了生の 創立時 評 0 価はす 精 神を b

こぶる。高く、

広貫堂薬学院生徒斡旋予定表 申込一 (第三期生昭 和三十 今までの戈 年二月

PERT	Y	N T	I K	I Z	M · M	帳主名
Ę			= 11	_ 	五名	人員
	高校卒	新高 中小 卒卒	新中卒	新中卒	高新 校中 卒卒	給
	五、000円	努力賞あり八、○○○円	三, 000円	四~五、〇〇〇円	四、五 00円 日	料、待遇条件
	I	KM	'n	S	ТΥ	斡
	新中卒	高高 校小 卒卒	新中卒	新中卒	高新 校中 卒卒	旋生徒名
	優第					績4
	等二.	九八二一	七〇	六八	七六七六	87
İ	生期	11 11	"	"	"点	⊕ nt
	п	東京	爱 知	山口	鹿児島県	備
		都	県	県	県	考

3、生徒の希望僅少により、A・N氏及びK・K氏への斡旋は次期とする。2、家庭の生活条件を加味(生計の中心であるか、また長男か、年齢等の別)、外までの生徒の成績及び平均点を基本に条件のよいものへ逐次配分。 非旋要請は

年近く待ってようやく雇用できたケースもあった。 なっていた。従ってよい生徒を斡旋してもらうには、待遇条件を良くするか、気長に待つしかなく、 貫堂に残されている記録によると、一般に斡旋を希望する帳主の方が就職を希望する生徒数を上回り、 を学院へ申し込んできた。学院は、 生徒の成績や生徒の希望、帳主側の待遇条件などを勘案して慎重に対処した。広 帳主の中には一 売り手市場と

ことになり、昭和三十八年七月、第三四期生を最後として閉講した。 このように広貫堂薬院は高い質を維持し、好評のうちに経過したが、 県立の薬事講習所設立の動きにより、 閉じる

ウ 県立薬業講習所の開設





年十一月より講習が開始された。 六三)十月、「富山県立薬業講習所規則」が公布され、同六三)十月、「富山県立薬業講習所規則」が公布され、同県立薬業講習所の開設に関しては、昭和三十八年(一九

売業者、配置員及び新たに配置に従事しようとする者をうとする者に必要な医薬品知識を与え、② 現在従事してうとする者に必要な医薬品知識を与え、② 現在従事してものでせて製薬企業に従事する技術者の養成を目指したものであった。教科課程は、普通課程、高等課程、専門技術課あった。教科課程は、普通課程、高等課程、専門技術課あった。教科課程は、普通課程、高等課程、専門技術課語の三課程よりなっていた。普通課程は、医薬品販売に従事しよ

第二節 経済の高度成長と富山県薬業

第

普通課

程を修了した者を四

力 H

月間 「から

を

単位(一単位六時間)の高度な教育を行うも

のであ 医薬品

た。

また専門 売業者及

課 程 は

製薬企業に従事する技術者の製薬試験技術の向上を目指すもので、

対象として、

毎月第

月

曜

(日曜・祭日を除く) 期とし、

十五日

間の講習を行っ

高等課程

は

配置販 0

び

ける普通課程は、

一二回実施され一一六名が修了した。

月ごとの修了者数をみると、

月から四

|月までと八

月

П

商

合

開設当初

0

状況を知るため、

昭

和三十

·九年版、

「薬事行政概要」

(県薬務課編)

を参考に記述する。

昭

九 年 必要に応じて実施された。

は十名以上であ

6 たが、 合計

その他

の月は少ない。

これは現に配置

影響したものと思われる。

次に年齢別

男女別の統計では、

二一歳から三〇歳が最も多く二八・五%、

ついで二〇

販売に従事している人も受講したの

県立薬業<mark>詔習所普通課程の講習期間及び</mark> 修了人員(昭和39年)

li S	>] 八 貝(PDTH 35 干)		
圓	講習期間	修了年月日	修了人員
1	昭39.1.6~1.23	昭39. 1.23	11人
2	39. 2. 3 ~ 2.19	39. 2.19	21
3	39. 3. 2 ~ 3.18	39. 3.18	12
4	39. 4. 6 ~ 4.22	39. 4.22	12
5	39, 5, 4 ~ 5, 21	39, 5.21	4
6	$39.6.1 \sim 6.17$	39.6.17	8
7	39. 7. 6 ~ 7.22	39.7.22	7
8	39.7.27~8.12	39.8.12	13
9	39. 9. 7 ~ 9.24	39, 9,24	4
10	39.10.5 ~10.21	39. 10. 21	8
11	39.11.2~11.19	39.11.19	7
12	39.12.7~12.23	39. 12. 27	9

(『資料集成』478頁)

高

県立薬業講習所修了生 (普诵課程)の推移

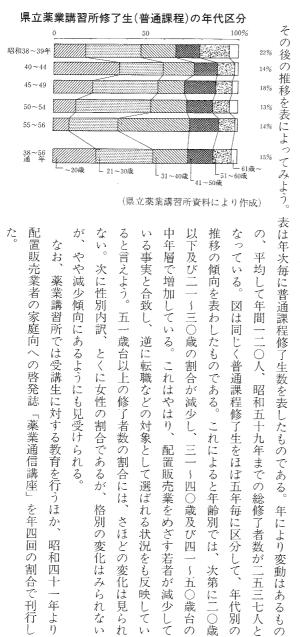
(百世跡1	注/0/1	注19
昭和38年	17	_
39	116	133
40	154	287
41	196	483
42	159	642
43	143	785
44	145	930
45	106	1,036
46	95	1,131
47	110	1,241
48	81	1,322
49	72	1,394
50	94	1,488
51	121	1,609
52	95	1,704
53	110	1,814
54	117	1,931
55	104	2,035
56	96	2,131
57	146	2,277
58	112	2,389
59	148	2,537

(注) 昭和38年の講習は11月 と12月 (県立薬業講習所資料による) が 合となっており、 ようにみえるが、三○歳台、 倒的に多い 歳以上の人も六・九%を占め 四〇歳台、 五〇歳台もほぼ似通っ 男女別 は

以下の一九・○%となっていた。これでいくと青年層の 等課程は十 が П 岩 女が全体の二一・ b n 修了者は五八四名に上った。 五%を占めている。 講習 內 た割

九七〇

経済 は回 術課程は 者の割合が普通課程のそれに比べて少なくなっている。また、女性は六名、二・○%ときわめて少なかった。 で三一~ [により異ったが、その主なものは薬品学第一 配置倫理等であった。 五回実施され、 四〇歳が一九・七%、 修了者総数は一五二名であった。 高等課程 四一~五○歳が一七・一%となっており、二○歳以下の青年層及び六一歳以上の高齢 の年齢別 5 入所者数は、 第五講座、 二一歳から三〇歳が四五・六%と圧倒的に多く、 生理学、 製剤学、 薬品食品環境衛生、 実際化学、 専門技 つい



九七一

(\mathbf{x}) 三体制」と高校及び中学の薬業教育

高岡 述べ、 さらに隣接学区については通学を認めるという事実上の大学区制が実現 八年に職業科が全県一区となり、三十一年には普通科が四学区制となっ えが生じていったのと並行して、学区制の拡大が進められていった。二十 四カ年計画では、 った。 まり多様な職業課程を設け、 に基づくものであった。 するという方針で、これは昭和三十六年に策定された県勢総合計画(第二次 構成比を、 していわゆる「七・三体制」が進行した。これは公立高校の学科別定数 一十七年に策定された富山県総合開発計画 富 『の双方に産業高校が創設された。このような高校教育の多様化の芽生 山県では昭和三十年代から四十年にかけて、 産業教育の重視をうたっていた。 同計画では 昭和四十五年(一九七〇)までに職業科七〇%、 「産学共同学習体制の樹立」の方向が打ち出され、 「産業性の見地から教育構造を全面的に近代化する」と しかし、この七・三体制の根底にある考え方、 普通科より職業科の定数を多くする考えは 続いて、三十二年に出された修正 (第一次) に端を発したものであ 高等学校の生徒定数に関 普通科三〇%と 富山

た。

七%対四七・三%であった。それが第二次計画ができた三十五年には職業

次計画がスタートした二十八年当時

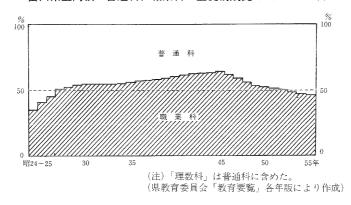
の職業科、

普通 科の

比率は

 $\overline{\mathbf{H}}$

富山県立高校の普通科、 職業科の生徒構成比(昭和24~55年)



九七二

高校	薬業学科募			011/2	<u></u>
年度	富山工業 高 校	富山北部 高 校	滑川高校	上市高校	計
25	50	_	50		100
26	50	_	50	_	100
27	50	_	50		100
28	50		50	_	100
29	50	_	50		100
30	50	_	50	_	100
31	50	_	50	_	100
32	50	50	50	50	200
33	50	50	50	50	200
34	50	50	50	50	200
35	50	50	50	50	200
36	40	40	40	40	160
37	46	46	46	46	184
38		200	50	50	300
39	-	250	50	50	350
40	-	250	50	50	350
41		225	45	45	315
42	_	200	40	40	280
43		200	40	40	280
44	_ [200	40	40	280
45	-	200	40	40	280
46		160	40	40	240
47		160	40	40	240
48	-	160	40	40	240
49		160	40	40	240
50		144	36	36	215
51		144	36	36	216
52	-	136	34	34	204
53		120	40	40	200
54	-	120	40	40	200
55	-	120	40	40	200
56	-	108	36	36	180
57	-	66	33	33	132
58	-	80	40	40	160
59	-	80	40	40	160
60	-	80	40	40	160

科五六・一%、 薬業教育も、 が明確にスタートした三十六年度からは、 普通科四三・九%で、 このような産業教育重視の一環として拡充されていった。 普通科の減少率は七年間で三・四%と、 高校教育の多様化と職業科の拡大が一層図られていった。 県立高校薬学科募集定員の推移をみると、 ゆるやかなものであった。しかし、「七・

その動向は先に述べた「七・三体制」の進行と軌を一にした。つまり、

修正四カ年計画ができた昭和三十二年に薬学

富山県教育委員会指導課調べ。 富山工業高校は、昭和25年富山西部高校と称したが、26 年以降は現校名である。 (資料) (編注)

薬学系学科の設置状況と男女別募集定数

			(昭和3	9年度)
高校学科	富山北部高 校	滑川高校	上市高校	計
薬 業		50	50	100
薬業経営	男・女100			100
薬品製造	男 100			100
薬品分析	女 50			50
計	250	50	50	350

高校	計
50	100
	100
	100
	50
50	350
校の薬業科	その後、料の定数と

剱がそれまでの一○○人から二○○人となり、学校数も二校から四校に増えた。 時少し減ったが、三十八年に富山工業の薬学科を富山北部高校へ吸収し、

科を増設して、全体で三○○人とした。さらに昭和三十九年、四十年は三五○

ピーク時の三十九年における薬業系学科の設置状況及び男女別募集定数は、表のとおり

人とピークを迎え、七・三の是正措置がとられた四十五年から漸減傾向を示している。

である。これによれば滑川と上市に男女共学の薬学科が一学級ずつ設置され、 山北部高校に男子の薬品製造学科二学級と女子の薬品分析科一学級、男女共学の薬業経 あとは富

営学科二学級が集中して設置された。

呉西地区の薬業関係者から不満が出た。産業教育が重視され、 ところで、薬業科を設置している高校が富山市以東にのみ分布していることについて、 中学校でも薬業コースを

設けて指導する学校が現われた昭和三十二年五月、呉西地区薬業クラブなどから次のよ うな請願書が県へ提出された。

願 書

請

請 願 事 項

呉羽山以西地区に高等学校薬業課程を設置されたい

国民の保健厚生上、 願 理 由

配置家庭薬の重要なことは今更云う迄もなく、 一般庶民の生活上、 しばらくも欠くことが

てもその生産額は急速に上昇進展し、現在最高の地位に属するのであります。この重要さと期待に副うために 置家庭薬の伝統と歴史は甚だ古く、その業績は他府県を遥かに凌駕すると共に、また本県内幾多の産業中に於 出来ず、その利用は益々増加し、その期待はいよいよ増大していると確信する次第であります。 由来本県の配

は、 能を把握せねばなりません。然るにこれら従業員の教育養成機関の中核であるべき、本県高等学校の実状を見 りません。即ち、これら一切に従事する者は広範にして、しかも深奥なる学識を備え、優秀にして熟達せる技 医薬品の製造、包装、 装塡は勿論輸送、配置並びに服用の指導等には格別の研究を重ね万全を期せねばな

憾にたえないのであります。以上の理由により本県産業発展のためと、延いては有為な青少年に希望を与え将 る時薬業課程については、その収容定員及び施設、 設備共にりょうりょうたるものでありまして、まことに遺

本県産業の実態と将来の発展を見通し

来の完全就職のために

(2)高等学校課程の県内分布状況を検討し

す。 全く未設置の呉山以西地区にこの際、是非薬業課程を設置される様、 格段の御配慮を賜りたく此段請願奉りま

請願人

呉西薬業クラブ会長

村

政

雄

大門薬業会々長

幸 作

Ш

中

小杉町薬業会々長

三枝有範

中田町薬業会々長

山下善吉

共栄薬業協同組合理事長

射水壳薬協同組合理事長 今 村 政 雄

道振義

小杉町々長

大門町々長 田町 久

和

中田町々長 北山 宗治郎

今 村 政 雄

(『資料集成』一四六九頁)

しては、施設・設備の充実や教員配置の問題など教育の効率化の見地から、むしろ統合する考え方が支配的になり、 この請願に関しては、職業科の定数を増加させていく過程で考慮していくことになった。しかし、その後の方向と

実現しなかった。その代りとして職業科は全県一区の大学区制となり、 薬学科へ進学できるようになった。 どの地区からでも上市、 滑川 及び富 Ш 汇

配置などの問題で難点があり、実現をみなかった。 学級だけでは維持運営費に無駄が多く、過去しばしば問題となってきたので、 及び滑川薬業会では、存続を求めて猛運動を展開した。また、県の薬業教育振興会も同調し、 事務局ではその準備作業に入った。ところが、それ以前より廃止反対の陳情運動を展開していた上市高校薬業振興会 ようというものであった。昭和四十五年十一月二十九日に開かれた臨時教育委員会において廃止することが了承され、 を構想していた(『資料集成』一五一三頁参照)。その理由は、滑川高校と上市高校の薬学科はそれぞれ一学級であるが、一 富山県教育委員会では、統合を更に一歩進めて上市高校と滑川高校の薬業科を廃止して富山北部高校一校に絞る案 富山北部高校に統合して、より充実し 県教委においても教員



は冒 その薬業を発展させるために配置販売員の養成が大切であると述べている。 程の選択教科のうち薬業を設置することを要望する陳情」であった。陳情文 後継者不足をおもんばかって、より一層の拡充を願っていた。折から中学校 二の中学校で薬業を選択教科として履修させていた。これは全国的にも珍し の教育課程が新教育課程に切り替わる時期でもあったので、昭和三十四年十 いこととして注目されていた。しかし、薬業界では配置販売員の人材不足や 中学校においては、昭和二十年代に引き続き三十年代に入っても、 |頭に薬業が県下の産業界において重要な地位を占めていることを力説し、 県薬業振興会が文部省へ陳情を行った。陳情の主題は「中学校教育課

前

経済の高度成長と富山県薬業

たしと

九七八

戦後の富山売薬業

そしてこの配置員は単なるセールスマンでなく、 ならないと述べたあと、次のように結んでいる。 病理、 薬理、 医薬品管理等について知識と技能をもつ者でなければ

ということは、本県で既に中学校に薬学科程を設置し、現在に至っている過去の実績によって立証されています。 この配置員の知識、 技能、 忍耐力等は、身心の発達の段階により中学生時代に基礎づけられた方が最も望ましい

同時に配置員の新陳代謝による新しい人員の確保は、富山県薬業界の浮沈の焦眉の急であります。従って挙県的 時代の進運と国民の要望に応えて、立派な配置員の養成が急務であります。

家庭薬読本(副読本)、中学校における薬業の実施状況、及び存置要望理由等を御参照の上、十分御詮議の上、 中学

な立場からこの陳情書に及んでいる次第であります。

校新教育課程の選択教科の中に、薬業を従来通り存置することのできるよう何分の御高配をお願い申し上げます。

(『資料集成』一五〇五頁)

によって県内において格別の変化は生じなかったが、文部省によって公認されたこと及び、他の都道府県の中学が薬 科の一部改正を行い「薬業」を新たに追加してその基準を制定公布した。富山県ではすでに実現しているので、 この富山県の要望が功を奏してか、昭和三十七年五月、文部省初等中等教育局は中学校学習指導要領のうち選択教

業を選択科目として採り上げる場合はこの基準に従い指導することができるようになったという意義があった。 その

文部省初等中等教育局はこの程、 富山県の要望を採り入れ、中学校学習指導要領のうち選択教科の一部改正を行

い「薬業」を新たに追加してその基準を制定公布した。

上げる場合はこの基準に従い指導を行うよう指示している。その内容は次の通り。 これは本県では十二中学校に薬業科程を設け、学習を行っているが、全国的にも中学が薬業を選択科目として採

- 目標
- 1 薬業に開する基礎的な知識と技能を修得させる。

医薬品に関する科学的な理解を得させ、その販売に関する実務を行う能力を養う。

3 協同と責任を重んじる態度を養う。 2

内容

1

健康と医薬品

3

- 2 医薬品、医薬品の種類、 作用、 使用方法など。
- 4

販売、経理、医薬品の受渡し、代金の決済など薬業に関する簿記

- 関係法規、薬事法その他の関係法規
- 指導計画作成及び学習指導の方針
- 1 から、指導計画の作成及び学習指導に当っては、それに必要な心構えを養うよう留意する。 この教科は将来薬業及びこれに関連のある職業に従事しようとする者の必要に応じて設けられたものである
- 2 配慮する この教科は理科、 保健体育及び商業などの教科との関連に留意して指導計画を作成し、学習指導を行うよう (『資料集成』 一五一二頁)

第二節

経済の高度成長と富山県薬業

ところで、その後の富山県下の中学における薬業の実施状況は、薬業界の熱望にもかかわらず、進展しなかった。

それは、三十年代後半から四十年代にかけての高度成長期を迎えて若年労働力が不足し、他の産業分野へ流れていく

傾向が強まり、薬業を選択する生徒が極端に減少してきたためである。

○○頁参照)。

次に、県下高校の薬業課程の生徒に関する実態を表す調査結果があるので、それに基づいて述べる(『資料集成』一五

(2)この調査は富山県教育委員会が、昭和三十四年十月に発表したもので、調査報告は、①薬業課程卒業生の追跡調査 薬業課程在校生の実態調査、③両調査の結果からみて、の三部から成っている。

高校薬業課程卒業生の追跡調査

ることを目的として調査したものである。 この調査は、昭和二十三年三月以降、一○年間に亘る卒業生七○○名を対象として、卒業後の職歴変遷の概要を知

職歴の変遷について、卒業後直ぐの職と現在の職をたずねた。その結果は左表のとおり。

	計	その他	学 工	薬業関係	売 薬 業	職名
	二〇四 (二三)	二六 (三)	二 (六)	六四 (一四)	九三人	卒業後直ぐの職
() 勺は女子	二〇四 (二三)	四(八)	三三四	五 ()	八九人	現職

薬業関係以外の職への転職がやや多いことがわかる。

家庭薬配置販売業に就いたものについて

・卒業後直ぐ配置業に就いたもの ・卒業後数年を経て就いたもの $\widehat{\mathbf{B}}$ Â

うち 一~二年

三年以上

配置業を止めたもの

うち Aの人

一二 一二 二 八 人 人

Bの人

四人

配置業に転職するものと配置業以外に転職するものとほぼ同数で、全体としては大きな変化が見られないが、転

出入者は二割前後の比率を占めている。

三、卒業生の声 (意見)

・薬業課程をもっと広く解してほしい。

・基礎的なものや実習を多くしてほしい。

・現場見学を多くしたり、実地で働く人を講師にしたりしてほしい。 学校でやったことが就職にあまり役に立たない。

・総合的な薬学独立校の設置をはかれ 経済の高度成長と富山県薬業

総じて、配置業者になった者は直接役立つものを強く要望しているのに対し、化学工業関係に入った者は、 戦後の富山売薬業 九八二

基礎

的なものや実験・実習を強く要望している。

薬業課程在校生の実態調査

五名について無記名方式により調査したものである。 この調査は、現在薬業課程に在籍する生徒の入学の動機や将来の志望について、在籍生徒数の九一%に当たる五四

薬業課程への入学の動機

・自分の意志によって

Â

三四%

他人のすすめによって(B)

・その他(他の課程へ行きたかったが仕方なくなど)

五六%

_ 0 %

〇AとBの者について、何を目的として入学してきたかをたずねた。

・製薬会社、工場への就職を希望 配置販売業を希望している 残り 三分の二 約三分の一(全体の一三%)

ものはきわめて少いのが現実である。 自分の意志に反して入学したものが半数以上を占めている。また、最初から配置業に就くことを目的としている

現在の生徒の志望状況

店舗販売志望

配置販売業を志望

一%(男子のみでは 七% (男子のみでは 九% — 五%

- ・薬業関係の会社、工場を志望 六四%(うち約半数が事務系の仕事希望)
- ・一般の会社、工場を志望

七%

会社・工場を希望している。ただしその半数以上が事務系を志望している。また、富山北部、上市に事務志望者が 全体として会社・工場への志望者が多い。そして薬業教育を受けているから有利だろうということで薬業関係の

やや多くなっている。

三、生徒の家庭環境

- 薬業者数から推すともっと増加してもよいものと考えられる。 薬業関係業者の子弟は全体の四〇% (男子のみでは四五%) で、他の課程に比べてさすがに多い。しかし、
- 0 題である。 この薬業関係業者の子弟中、売薬を志望するものは三四% (男子のみでは四〇%) で、半数にも満たないことは問 しかし、非薬業者の子弟中、売薬業を志望するものが八% (男子のみでは一○%) であるのに比べてやは
- 0 富山北部、 滑川両校における薬業関係者の子弟は他校に比べて多く、半数以上を占めている。

り高い。

0 続柄別にみると帳主及び勤人の長男、薬業兼業者及び農業者の二、三男が多い。

四 調査結果を総合して

- (1)ぎない。入学後配置員を志したものを加えても一八%である。 配置員の養成という課程本来の目的に即して、課程選択から将来の志望まで一貫している者は全体の一三%に過
- (2)この配置員を志望するものの七四%までは薬業者の子弟である。しかし逆に薬業者の子弟中、配置員を志望する 経済の高度成長と富山県薬業

九八三

- ものは三四%に過ぎない
- (3)または高校教育を期待していたものである 非薬業関係の職業を志望するものは全体の一八%で、これらの生徒のうち八四%までは、 入学当初から職業教育
- (4)徒は入学当初からの志望であり、残りの五八%は入学後に志望を決定したものと推察される 六四%を占める大多数の生徒は、売薬業以外の薬業関係の仕事を志望しているが、このうち約半数の四二%の生
- (5) 四%、残り四六%は現場作業を志望している。 **薬業関係を含む会社工場関係への勤務を志望するものは全体の七五%である。このうち事務系を志望するもの五**
- (6)い。しかし広い意味における薬業教育ないしは職業教育として、大きな役割を果たしているものと考えられる。 以上のような生徒の意識実態のみから考察すれば、現在の薬業課程はその設置の目的を達成しているとは言い
- 一、入学志望時からはっきり薬業教育を志望していたもの四四%に対し、薬業界に就職することを志望する者が八二 %と二倍近くに増大していることは、中学卒業時における漠然たる志望が教育によってはっきりと方向づけられた

事を示している

両調査の結果からみて

一、しかし、実際に就職するものは六八%とやや減少するのは、売薬関係以外の薬業関係への就職には限界があるた めと考えられる

できない三〇%の生徒中、更に約半数の一六%は売薬業に入り、残り約半数の一四%は薬業界外に就職することを すなわち、その他薬業関係への就職希望者六四%に対し、 実際に就職できる者は約半数の三四%で、

示している

三、薬業課程の現在定員二○○名に対し、製薬関係会社等の受入れ限度を四五名とすれば、今後の卒業生の実際の就

職先については前記の傾向から左表の様に推定される。

計	非薬業関係	(小 計)	業	売	業種別
1100	四五	(一五五)	110	薑五	在校時の志望
1100	八〇	(110)	四五.	七五	実際の就職

四、いずれにしても現在の薬業課程は、漠然とした生徒の志望を明確にし、その志望を超過して相当数の人員を配置

五、しかし、配置員の養成としては量的に十分その目的を達していないが、現実には薬業の教育を中心とした産業教 売薬界に送り出しており、今後も更にその傾向を強めるものと予想される。

育として大きな使命を果たしているものと考えられる。

(これからの問題)

しての調査が必要である 配置業を志望する者が極めて少ないのは業界自体にも問題があるものと予想され、特に労働条件の向上を中心と

るが、高校薬業課程のみによってこの量的確保を期待することは無理であろう。 計画によれば将来の本県の配置薬員の数を約一万二○○○名と見込み、毎年約四○○名の養成を必要とされてい

第二節 中学校における薬業教育の外に業界自体における短期教育が行われているが、近代産業の要請する配置員 経済の高度成長と富山県薬業 九八五

の資質確保のため更に教育内容の向上が望ましい。

必要でないかと考えられる

全面的な協力がなくてはならない。

四 以上を総合してみると、 本県薬業進展のための教育体制としては、 現在の薬業課程の外に高校別課程度の教育が

Ŧį このためには更に業界の実態を明らかにし、その教育内容ならびに方法について検討を加えると同時に、

った。この対策として県では、前項で述べた県立薬業講習所の設置構想へと向かっていったのである その後の薬業課程の状況は、この報告が予測したとおり、一層薬業離れを生じ一般企業へ就職する傾向が強まって

タ 富山大学薬学部に大学院設置

こと、就職に有利だと予測されるようになったことなどによるものであった。 なかでも昭和三十一年度は、 率学部と目されるようになった。これは薬学部の施設・設備が整備されたことや薬都富山のイメージが定着してきた したものであるが、志願倍率を見ても昭和三十年度から三十三年度にかけては一○倍を超える高倍率となっている。 昭和三十年代に入って、富山大学薬学部の人気は益々上昇してきた。表は、 一六・○倍と、かつてない倍率を示し、富山大学の学部中最高であり、 大学設置以降の薬学部の志願状況を示 全国的にも高倍

%を下回ってしまった。なお女性の志願者が着実に増え、三十年度には三○%を超え、さらに三十七年度には五○% 度に県内の志願者の割合が六八・三%を占めていたのに対し、三十年度以降一○%台となり、三十四年度以降は一○ これに伴い全国から志願者が集まってきた。このため富山県内からの志願者の割合が減少してきた。昭和二十六年

を超えた

第二節 経済の高度成長と富山県薬業

富山	大	学薬学部	年度別入:	学志願者数	汝		
年	度	志願者数	同倍率	富山県内 志願者数	富山県外 志願者数	県内の割合	女性の割合
昭24	年	102	1.28	_	_	_	_
254	年	241	3.0	108	133	44.8	7.9
26-	年	480	6.0	326	154	68.3	20.0
27-	年	616	7.7	183	433	29.7	22.2
284	年	262	3.2	103	159	39.3	25.2
294	年	580	7.3	123	457	21.2	29.5
304	年	1,039	13.0	165	874	15.9	31.8
314	年	1,286	16.0	150	1,136	11.7	29.0
324	年	861	10.7	112	749	13.0	31.7
334	年	884	11.0	93	791	10.5	37.9
344	年	680	8.5	63	617	9.3	43.7
354	年	617	7.7	55	562	8.9	45.9
364	年	676	8.4	49	627	7.2	47.6
374	年	664	8.3	50	614	7.5	52.9
384	丰	633	7.9	55	578	8.7	48.7
394	F	479	6.0	38	441	7.9	55.7
404	¥	599	7.5	44	555	7.3	53.4

施設・設備面で注目されるのは、 薬学部キャンパスの五福移転である。富山大学発足当初からの念願であった各学

部の五福への集中化は、三十年代に入ってにわかに動き出した。その手はじめとして、昭和三十二年(一九五七)、経済 経済、文理、薬の四学部が集中し、工学部を残すのみとな 学部、そして三十九年三月、薬学部が移転し、ここに教育、 事務局と学生部が移転した。その後、三十七年三月に文理 学部及び付属図書館が五福へ移転、続いて三十三年六月、

った。

薬学部について付言すると、三十七年度と三十八年度の

度には薬系大学で初めての研究所である和漢薬研究施設が アイソトープ研究室及び温室が建てられた。さらに四十年 リート造りの学舎を総工費二億円で施工、三十九年度には 一カ年で五福キャンパスに一部四階建てのH型鉄筋コンク

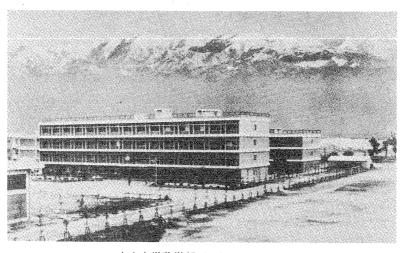
鉄筋四階建てで建てられた。

術者の専門的養成も必要であるという考え方に基づいて昭 の薬業県であることから、 二コース制をとることになった。これは富山県が全国屈指 月一日より、未公認ではあるが薬学コースと製薬コースの 次に研究と教育の充実についてみると、昭和三十七年四 薬剤師養成ばかりでなく製薬技

九八七

製造学講座を新設し、一〇講座となった。

てスタートした。そして、三十七年十一月、学則改正により薬剤った。しかし、許可されないまま経過してきたが、コース制とし和二十四年頃より文部省に対し学科の新設を要求してきたのであ



富山大学薬学部(昭和39年落成)

昭和三十年七月から薬学専攻科の設置をみた。薬学専攻科は、 薬学に関する、より専門的な技術者を養成することを目的とし、 また将来、大学院設置の準備段階として、昭和二十七年から申請 また将来、大学院設置の準備段階として、昭和二十七年から申請 また将来、大学院設置の準備段階として、昭和二十七年から申請 生んだが、昭和三十八年、大学院の設立によって専攻科はなくな 生んだが、昭和三十八年、大学院の設立によって専攻科はなくな すた。

特別研究に過ぎなかった。従って富大薬学部が大きく発展するに術の研究を目的とした教育の混合で、学術研究はわずか半年間の大学になっても、その教育目的は旧制大学と専門学校の中間位に大学院の設立にていては、学音発足以来多年の懸案であった。

度は二一名と次第に増加していった。大学院の授業科目などは左の通りである。 程は各講座定員約二名で、 任され、その後任に志甫教授が選出されて以来、 が功を奏し、 は、どうしても大学院の設置が必要であった。昭和三十七年、横田薬学部長が薬系出身者で全国初の綜合大学長に就 昭和三十八年四月、 一○講座で約二○名である。初年度の三十八年度は一四名、三十九年度は一五名、 薬系国立新制大学のトップを切って大学院 (修士課程) が設置された。大学院修士課 横田・志甫両教授の並々ならぬ努力と、関係者一体となっての運動 四十年

大学院修士課程授業科目および単位数

薬 薬 剤 化 学 学 特 特 論 論 生物薬品化学特論 薬品分析化学特論 生 薬 物 薬 学 特 特 論 論 衛 薬品物理化学特論 生化 学 特

備 考 ○印は必修

薬品合成化学特論

薬

製造学特論

○薬

学

特

別

実

験

一八

薬

学

演

꽐

四

講義は、 位以上および演習四単位以上を履修し、あわせて三十単位以上を修得しなければならない。 教官の指導により、 四科目以上にわたり八単位以上、 実験および演習は薬学特別実験十八単

(『富山大学薬学部七十五年史』)

技術系も多くなった。また、自営は三十年代の初めまで多いが以後は少なくなる。逆に大学院への進学や大学の研究 病院の薬局勤務がどの年度も多い。ただ、薬系会社の場合、はじめの頃は営業が多かったが、三十年代の中葉以降は 次に卒業生の動向を、 表及び図によってみる。まず表により過去一○年間の傾向をみると、 薬系の会社への 就

第二節 経済の高度成長と富山県薬業

室へ入る者が多くなっている。

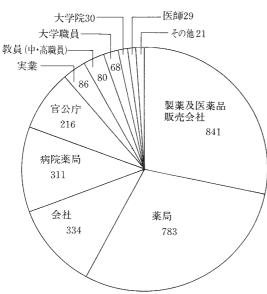
卒=卒業時の数、現=現在数

富山大学薬学部卒業生の動向
(昭和28~37年卒業生)

	79	4		12	ಬ	2	2	5	2	7	17	25	現
	79	3		12	ω	2	2	5	2	7	18	25	37卒
	74	2		10	,	5	<u></u>	2	4	13	22	14	悪
	74	2		10	<u></u>	5	н	2	ယ	11	23	16	36卒
	76	6		15	w	2		2		12	15	21	既
	76	ω		13	2	2		2	_	12	20	22	35条
	74	9	2	∞		4	4	ಬ	ω	9	28	ω	些
	74	7	2	6				11	ယ	∞	31	6	34卒
_	80	17		12	2		2	ω	1	9	33		黙
	80	10	ω	12				4		7	42		33 <u>举</u>
-	75	19	6	12	,	-			2	ယ	27	w	規
-	75	15	13	8		2		သ		<u>ن</u>	25	ယ	32卒
	72	13	ယ	14	2				2	16	19	3	現
-	72	10	=	11						IJΊ	30	ယ	31卒
	74	∞	∞	15	6	2			2	4	29		現
-	74	7	∞	17	4	1			-	2	31	2	30卒
_	70	13	υī	17	5	1			1	9	19		悪
_	70	111	9	15	2			2	—	4	25		29卒
	75	14	5	24	1	2			1	6	22		現
J.	75	15	19	14		2			1	فسنز	22	<u> </u>	28卒
業生数	卷 .数	۸ 2 <u>آ</u> ت	II.	薬同	も合む)	研究室	専攻科	74.4.6	研究室	公 K *	禁	技術	İ
主	卒業生	4 全		炭肥	行政機関	試験	大学	十兆师	大学	17年業十二年来	薬系会社	楽光	11条2组

(昭38年11月調査)

富山大学薬学部卒業生の主な活動分野



(『富山大学薬学部七十五年史』(昭和40年) 285頁)

された和漢薬研究所を窓口として『産学協同体制』 努力がなされた。 最後に大学と地元家庭薬業界との関係であるが、 具体的には、 昭和三十八年九月に富山市で開かれた家庭薬産業学術会議にお を固 昭和三十年代に入って益々連携の必要性が論議され、 めることになった。 また、 薬学部の発展を目して業界や市 V) て協議の結果、 その方向

動分野を示したものである。

昭

|和三十九年度刊行の同窓会名簿により作成したのが左の図である。

これは薬専、

富大を通じての卒業生全員の活

県で後援会が組織された。

座がしばしば開かれた。か、薬学専門講座という名で一般成人向けの公開講か、薬学専門講座という名で一般成人向けの公開講

業界に対する研究情報の提供や公開講座を行っ

このような業界や地域の要請に応えて、

大学側も

九九一